

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

子育て・若者支援特別委員会 会議録

令和 7 年 2 月 1 7 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子 育 て ・ 若 者 支 援 特 別 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和7年2月17日（月）
- 2 開 会 場 所 議会第3会議室
- 3 出 席 者 委員長 中 嶋 恵 副委員長 本 目 さ よ
 (12人) 委 員 石 原 喬 子 委 員 拝 野 健
 委 員 弓 矢 潤 委 員 木 村 佐知子
 委 員 田 中 宏 篤 委 員 青 鹿 公 男
 委 員 風 澤 純 子 委 員 松 尾 伸 子
 委員(議長) 高 森 喜美子 委 員 秋 間 洋
- 4 欠 席 者
 (0人)
- 5 委員外議員
 (0人)
- 6 出席理事者 区 長 服 部 征 夫
 副 区 長 野 村 武 治
 教 育 長 佐 藤 徳 久
 施設課長 五 條 俊 明
 危機・災害対策課長 櫻 井 洋 二
 区民部長 鈴 木 慎 也
 区民部参事 越 智 浩 史
 子育て・若者支援課長 村 松 有 希
 (仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長 海 野 和 也
 子ども家庭支援センター長 田 畑 俊 典
 区民部副参事(児童相談所準備担当)
 (子ども家庭支援センター長 兼務)
 区民部副参事 (保健サービス課長 兼務)
 高齢福祉課長 立 石 淑 子
 障害福祉課長 井 上 健
 松が谷福祉会館長 江 口 尚 宏
 健康部長 水 田 渉 子
 台東保健所長 (健康部長 兼務)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

健康部参事	尾 本 由美子
健康課長	大 網 紀 恵
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	篠 原 正 之
教育委員会事務局次長	前 田 幹 生
教育委員会事務局庶務課長	山 田 安 宏
教育委員会事務局教育施設担当課長	(庶務課長 兼務)
教育委員会事務局学務課長	川 田 崇 彰
教育委員会事務局児童保育課長	大 塚 美奈子
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別 府 芳 隆
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)

7 議会事務局	事務局長	伊 東 孝 之
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	松 江 勇 樹
	書 記	女部田 孝 史
	書 記	岡 崎 一 生

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 第23号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

案件第2 陳情7-4 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業についての陳情（新付託）

案件第3 子育て及び若者支援について

◎理事者報告事項

【区民部】

1. 台東区次世代育成支援計画（第三期）について

……………事前資料1 子育て・若者支援課長

2. （仮称）北上野二丁目福祉施設基本設計等について

……………資料1 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長

3. 令和7年度における要保護児童支援に係る取組について

……………資料2 子ども家庭支援センター長

4. 令和7年度における子育て支援サービスの充実について

……………資料3 子ども家庭支援センター長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

5. 女児死亡事例の検証結果について資料4 子ども家庭支援センター長
【健康部】

1. 妊婦のための支援給付の創設について
.....資料5 保健サービス課長

2. 産前産後支援ヘルパーの対象拡大について
.....資料6 保健サービス課長

3. 産後ケア委託料における加算の創設について
.....資料7 保健サービス課長

【教育委員会】

1. 放課後対策事業について資料8 放課後対策担当課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（中嶋 恵） ただいまから、子育て・若者支援特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第23号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 それでは、第23号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、食事の提供の特例に関し、規定の整備を図るため提出するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第16条第1項第2号をご覧ください。栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者に対しては、栄養士免許の取得が不要となるため、利用乳幼児に対する食事の提供を外部搬入する方法により行う場合に求めている栄養士による必要な配慮について、国基準において所要の改正が行われたことを踏まえ、本条例においても同様に、栄養士につきまして、栄養士または管理栄養士に改正いたします。

附則をご覧ください。本条例の施行日は、令和7年4月1日からとしています。

ご説明は以上でございます。本議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第2、陳情7－4、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業についての陳情を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

（櫻井議会事務局次長報告）

○委員長 なお、本件につきましては、39名の署名が提出され、その結果、代表者外157名となりました。

それでは、本件について、ご審議願います。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 すみません、陳情って質問とかして大丈夫なんですか。

○委員長 はい。

◆木村佐知子 委員 すみません、意見を申し上げる前に一つ確認させていただきたいんですけども、陳情の本文中、④のところに別添資料2って書かれていまして、ここの資料が参照したんですけど、対応していないようにちょっと思いました。ほかの方も気づいたかもしれないんですけど。

それで、自分で台東区保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱というのがネットにありましたので、そちらを参照したところ、確かに補助の対象者が住民基本台帳法に定める世帯主またはこれに準ずる者と規定されていたので、その意味で意見を述べさせていただきたいと思います。

ここで一つ理事者に質問させていただきたいんですが、この陳情中で、世帯主またはこれに準ずる者というのは、つまり単身者で若年の方が多いというふうに書かれているんですけども、この認識は正しいのでしょうか。分かれば教えてください。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 お答えいたします。

夜間とか夕方、早朝とかの従事者ですけども、認可保育所につきましては単身者にかかわらず、かなりベテランの職員も従事しているのが日常でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 すみません、質問の趣旨がちょっと違っていて、要綱の中に、この家賃補助の対象となるような方は世帯主またはこれに準ずる者だというふうに書かれていて、要するにそれだと、例えば扶養を受けている方だとか、そういう方は含まれないのかなと。そうす

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ると、基本的には一人暮らししているような単身の方なのかなというふうなふうに読めるんですけども、その認識はいかがでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 大変失礼いたしました。こちらの補助対象につきましては、単身者にかかわらず世帯においても対象となっております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 世帯においても、例えば、今ちょっと例に挙げましたが、旦那さんの扶養に入っている保育士さんがいたと。その方は対象になるのでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 世帯の中の世帯主に対して補助になります。そのため、世帯主の方が保育士になっておりまして、ただ世帯を持っている、家族の方が保育の家賃補助を受けていないということが条件になります。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ちょっと分かったような分からないような感じなんですけれども、いろいろなパターンがあり得るのかなというふうに思いました。

先ほど課長が答弁されたように、必ずしも夜間保育を担当している人が単身者だとか、若い人だとか、絶対そうだということではないと思うんですね。それはそうだと思うんですが、ただ、そういう人もいるんだろうと思うんです。私自身も実際、延長保育利用していて、結構遅くまで預けたりしていましたけれど、実際、遅くまで残られている方というのは若い方が多かったなというふうに自分の印象としては思っています。もちろんそれだけということではないです。

その前提で、今回の陳情について意見を述べさせていただきたいと思います。私この陳情について、陳情者の方から最初にご相談を受けたときに、第一感として思いましたのは、保育所の運営形態、所管がどこだとかいうことによって、区民である子供たちの保育を担ってくださる保育士の待遇が大きく変わってしまうというのは、結論として認め難いなということでした。認可保育所や認可外保育所というカテゴリーがあって、認可外保育所の中でも認証保育所という東京都の認証を受けた形の保育所があったり、また、認可保育所の中でも公立または私立の保育所もあります。そのような中で、働く保育士さんが制度の違いや保育所がどこの管轄なのかといったことで、同じ労働をしているのにあまりにも違う待遇になってしまうというのは、私は受け入れ難いと感じました。

企業主導型保育事業というのは区の管轄する保育所ではなく、国、今は内閣府が所管する保育所であるということで、ふだんなかなか制度になじみがなく、私もこの陳情を機に改めていろいろと調べさせていただきました。

まず、私自身も最初、誤解していたのですが、企業主導型保育事業といったときに、企業といますけれども、いわゆる企業内保育所とも違うらしいんですね。正確に言いますと、もち

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ろん企業内保育所のような形態で、自社従業員用に企業が設立、運営している保育所もありますが、そうではなく企業が保育所を設立し、つまり民営ということですね、その保育所の周辺に在住・在勤している人たちが自分の働いている企業と交渉をして、それらの企業同士が自社従業員用の保育所として共同利用する立てつけにする場合もあると。

そうすると、保育所の近くに住んでいる人たちにとって、企業主導型保育事業の制度を利用することで、純粋な何の公的補助も受けていない認可外保育所と比べて、補助金が入っている分、安価に利用することができる保育所ということになりますので、企業主導型とはいってもその地域に住む人たちにとっての保育所という意味合いが思ったよりも強いと思いました。実際に地域枠を設けている保育所もあるそうで、そうするとますます台東区内に設置されている企業主導型保育施設については周辺に居住する住民のための保育施設という意味合いが大きくなってくると思います。

それにもかかわらず、企業主導型保育施設で働く保育士さんについては家賃補助がなく、認可・認証保育園の保育士さんにはそれがある。その中には、区内にある特定の企業で働く従業員の方向けの事業内保育所というのもありまして、これは小規模保育事業として認可保育所扱いになっているそうです。その区内企業の従業員のお子さんの保育を行う保育士さんには家賃補助があるということになりますが、この従業員のお子さんというのは台東区の企業に在勤ということになりますから、区民であるとは必ずしも限らないと思います。それでもこうした事業所内に事業所内保育所の保育士さんも家賃補助の対象になっているのに、区内のお子さんの保育の受皿になっている企業主導型保育施設の保育士さんは家賃補助がないというのは、一見して不公平だなと考えました。

ただ、ここで、認可外保育所なんだから認可保育所や認証保育所や小規模保育事業が認められている配置基準、面積基準などを満たしていないのに補助を与える形で政策的に誘導したら駄目なんじゃないかとも思われるんですけども、企業主導型保育事業については、基本的に配置基準などは認可保育所と同じ基準が用いられているということであるようです。それはこの陳情中にも書いているところです。それはどうしてかということ、もともとこの企業主導型保育事業というのが、基礎自治体による認可保育所の設置が間に合わない中での待機児童対策として国によって打ち出されたという経緯があるようで、国が所管するけれども、認可と同じ条件での保育を実現したものであるからだと思われそうです。

そうであるなら、認可保育所と同じ条件で保育が運営されているのに、所管が違うというだけで保育士の家賃補助があつたりなかったりということで待遇に違いが出てしまうのは、ますます不公平ではないかと考えます。しかも家賃補助の額は月額上限8万2,000円という額で決して少なくないどころか、かなりインパクトがある金額でもあります。

陳情者の方のお話を聞きますと、こちらに書かれているとおり、企業主導型保育施設は多様な保育に対応しているということであり、実際、地域の保育の受皿にもなっていることで、ここで保育士不足により企業主導型保育施設が運営できないことになってしまったら、そちらに

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

通っていらっしゃるお子さんたちが通う場所がなくなって、区としてもまた待機児童対策を講じなければならなくなり、大変困った事態が起こると思います。新しい保育園をつくるとなったら莫大な予算が必要ですが、今ある民営の保育所を活用していくということは区の財政負担をむしろ減らすものであると考えます。しかも、区の負担割合は補助額の8分の1でということですから、仮に該当する保育士が10人いたとしても月額1人につき約1万円なので、10人で約、月額10万円、年額予算では約120万円といった試算になります。財政的なインパクトはそこまで大きくありません。何より所管が国であるとか区であるとかは保護者目線で見たら関係ありませんし、安全な基準を満たしてくれて、保育さんができれば少しでもよい条件で働いてくれて、ストレスなく保育を行ってくれる環境が欲しいと思うと思います。実際にそのように思った保護者の皆さんから署名もたくさん集まっていると聞いております。

以上のことから、当会派としては、本陳情は採択でお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 採択で、はい。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 企業主導型保育が入るときに、共産党は大反対いたしました。それは基本的に究極の保育の市場化だからです。チルドレンファーストにならないと。きちんとした質を担保した保育、これは自治体が責任を持って提供する。児童福祉法を、様々な業界がこれを切り崩そうとして、例の子ども・子育て支援法ができたときに、この保育の実施義務を自治体からなくしてしまおうとした動きを、もう日本国中の大反対運動で、これで認可保育を守れと、自治体の保育を支えようということで、この法改悪を許さなかったという歴史があるわけですね。

ですから、もちろん企業主導型で働いている人たち、本当に頑張っていると思いますし、子供たち、本当にそこで助かっていると、保護者の人もそうだと思うんです。ですから、そこで差別、格差があるというのはよくないことは間違いないんですが、しかし、やはりであれば、基本的に質の担保された認可というのを中心にやっていく必要はある。率直に言って、一番区議会として悩ましいのは、この企業主導型保育の実態が分からなかったということなんですね。私も本当は視察に行けばよかったんだけど、なかなか行く機会がなくて。

それで、まず実態がどうなのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。台東区の子供というのは今何人ぐらい企業主導型に通っているんですか。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 お答えいたします。

企業主導型保育事業は、利用定員の半数以内であれば地域枠を設けることが可能となっております。区では、この企業主導型保育事業についての入所調整を行っていないため、正確な数の把握はできませんが、今回改めて各施設におきまして、2月1日現在の在園児について調査いたしました。その結果、区内の企業主導型保育事業8施設における定員数の合計が99名となっております。その中で地域枠における在園児は36名で、その中で台東区民は23名、率にして63.9%でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 一定の割合で台東区民の子供がいるということが今分かりました。

第2回定例会に毎年出していただいている待機児童の数値で言うと、この間ずっと見てくると、この令和2年が企業主導型41、3年が46、4年が46、5年が29とがくんと下がって、6年が56人というふうな数値があって、現在の段階では今、課長が答弁したとおりということだと思います。

私、非常にそのときに通う子供の数が増えたり減ったりという、この上下が激しいというのは、もうこれは様々なメディアの報道などでもあって、一斉退職問題だとか、あるいは、特に保育士さんの一斉退職の問題というのは、もう幾つも全国各地で起きています。そういう点では、やはりなかなか安定的にならないというのは先ほど申し上げたような背景が私はあるんだろうと思います。

この陳情の方の別添資料の1に設置基準というのがあって、面積や人員配置など設置基準は認可保育園と同等の基準とされておるといふように書いてありますけれども、この人員配置の基準は、保育士の資格を持った者なのかどうかという点ではどうなんですか。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 お答えいたします。

保育従事者の数は利用定員数の数が19名以下の場合で申し上げますと、年齢区分に定める数の合計数のうち半数以上は保育士とするよう定められております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 つまり、認可保育所と、設置基準と決定的に違うのはそこなんです。半分の保育士はいいんですよ。だから、どうしても保育士の資格がない方が、その配置基準の中に組み込まれる。これは保育の質にとってやはり問題があるというのは、もうこれはだから正しくない、この資料がね、というふうに私は申し上げたいというふうに思います。

もう一つは、この問題というのは、企業主導型はこども家庭庁がやっているみたいなこと言っただけで、全く違うんですね。実際にこれを実施機関として運用しているのは児童育成協会です。率直に言ったら丸投げですよ、こども家庭庁は、内閣府は丸投げ。ここが企業等から申請あるいは審査ですね、交付の受付から交付の決定まで、ここがやるんですよ、この児童育成協会が。しかも監査の問題が非常に問題になっていたことはご存じかもしれませんが、この監査を外注にして出したわけですね。この監査の外注先というのはパソナなんですよ、パソナ。

ですから、全部がパソナというわけじゃないですよ。つまり、ここの企業主導型をコーディネートする様々な、しかもパソナは自ら企業主導型を運営していますから、利益相反になる。こういう縁もあるわけですね。やはり非常に行政、あるいは子供たちの保護者からとって、暗闇の部分がたくさんあり過ぎるんですね。台東区の8保育所がそうだったわけじゃないですよ。そうじゃないです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですから、一つ一つ丁寧に見ていく必要あると思いますが、実際にはそういう、つまり私などから言わせると、私この委員会18年出ていますけれども、もう率直に言ったら、保育の市場化との戦いでしたよ。もうしょっちゅうやり合っていましたよ。当時は認証保育所、東京都の認可外保育、これが華々しい時代で、1年間に3か所とか、もういいかげんにせえというふうに私言いました。そうすると、それに待機児童を頼るものだから、そこに保育費の補助をやる。たしか7万ぐらいやったんですね、6万、7万というのを無認可の保育士、当時は保育の無償化はありませんでしたから、特に3歳児までだから。

だから、でも、そのときに例の南千住のじゃんぐる保育園問題が出て、じゃんぐる保育園、子供たちが栄養不足で、床に座らせられて、こんなおわんに僅かな昼食、これが大問題になって、そしたらその日本保育支援協会という経営者は、出版物でいかに保育がもうかるかというの、出版物がベストセラーになったという、本当に腹立たしくて、私は台東区は全部あそこに払った保育料は返還すべきだって、損害賠償やれって言ったんだけど、結局取れなかったですね。あそこ倒産してしまったから。これが残念ながらそういう保育市場化の究極なんです。企業主導型はさらに立てつけとすると、ほとんど公的な認可の目が入らない。強いのは保育の質に入らないって、残念ながら、そういう仕組みです。

そういう点で、まず、私ちょっと理事者に伺いたいのは、定期的な監査に区も同行しているというふうに陳情者の資料にあるんですけれども、どんな立場で同行し、義務があるのか、権限があるのか。これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 お答えいたします。

企業主導型保育事業は、認可外保育施設として都道府県による指導監査、指導監督ですね、を受けることになっております。また、企業主導型保育施設としては、こども家庭庁からの委託を受けて公益財団法人児童育成協会による指導監査が行われております。

東京都が行う指導検査につきましては、認可保育所については区が保育の実施者及び保育費用の支弁者として立会いが求められていますが、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設につきましては、区の立会いは任意となっております。指導監督についても区の権限はございません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私たちは区営、区立の保育所、あるいは社会福祉法人などがやる認可保育園などへの指導監査、台東区の児童保育課がやっている、あるいはあれか、庶務課も入っているのかな、ちょっとすみません、所管は分らないですけど、そこがやっているところの人員が本当に足りなくて、十分見回りできていないんですよ。とても企業主導型まで見回れるとは思えない。今あったように義務もない。権限もないということですね。

あと、もう一つは、今回借り上げ支援を例えばやるというふうになったときに、この給付が保育士の住宅支援にしっかり使われているということを監査する権限というのは区にあるんで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すか。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 お答えいたします。

宿舎借上げ支援事業につきましては、まず、保育事業者が不動産会社と直接宿舎の借り上げの契約を行い、借り上げた賃料を全額保育事業者が支払うことになっております。その上で、保育士ご本人は実際の賃料と補助額の差額分を保育事業者に支払うということになっております。

区が保育事業者へ補助金をお支払いする際は、必ず賃貸契約書、また支払い明細、そういったものを確認しておりますので、この過程で保育士への住宅支援について還元されているということは確認されております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 確認できるというのはいいことだなというふうに思いました。

実は保育士不足というのは、区立、区営の保育園でも同じなんです。区立、区営の保育園は、先ほど木村さんがあれでしたけれど、これ家賃補助ないですよ、家賃補助ありません。会計年度だって、区の職員だって、家賃補助ありません。ですから、ここだってそういう点では格差が生まれているわけです。

ただ、これは公務労働ですから、ほかの職員との関係だとかいうんで、そういうわけにはいかない。あと、安定しているし、倒産というのはない。あと、万が一少しベテランになってきたら、例えば子ども家庭支援センターだとか、保育士、児童保育課などでいろいろな経験も重ねることができるという、こういういい面もあるから、それは家賃補助があるかないかだけで判断できないけれども、少なくとも私が調べたところ、今物すごく苦しんでいますよ、区は保育士の獲得に。今、確保とか定着についての現況というのはどんな感じなんですか、区の保育園は。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 全国的にも保育士が不足していると言われておりまして、区立保育園においても同様に、保育士の確保というのは課題であるというふうに認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 もうちょっと区の現状をリアルに言ってほしかったんですけど、まあいいです。私ちょっと調べた数字で言いますと、区の常勤の、正規の保育士さん、区立区営のですね、というのはこの5年間でいくと、令和2年が198、令和3年が204、令和4年は減ったって200、令和5年が203、令和6年が206です。会計年度、これは本当に頼ってきたわけだけれど、これは5年間言うと、48、47、45、42、39、39とどんどん減っているわけですね。確保できないですよ。それと、それを何で埋めているかといったら、派遣ですね。派遣はすごいですよ。これ補助も入れれば、59、58、ここは減ったのか、62、62、89ですよ。89ですよ、去年など。パソナですよ。パソナだけじゃないけれどね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

つまり保育でもうけるシステムというのを、これをつくってしまっているんですよ。もう率直に言ったら、派遣の保育士に頼らなければ、区立の保育園もある、この間決算でやったとおりです。区の会計年度任用の保育士を1人雇用するのと派遣の人が、派遣会社に払うのは倍。五百十何万だよ、510万。区の会計年度任用だったら月額21万7,000円ですから、ちょうど半分ぐらいでしょう。つまり、派遣会社がさやを稼いでいるわけですよ、人材派遣で。これというのはチルドレンファーストとは言えないでしょう、どうしても。

ここのところはやはり、だから私、実はこれは不採択って言おうと思ったんです、不採択って。というのは、ただ、現実にも、台東区の子供たちがお世話になっている。そして、保育士さんも頑張っている。ただ、保育士の資格がない人もいるんだと思うんですけど、その人たちにも家賃補助は必要だと思います。そういう点では、我が会派としては、非常に悩ましいんですけど、ただ、その保育士さんが本当に幸せかな、長く続けられるところじゃないですから、区立みたいに、あるいは社会福祉法人の認可みたいに長く一生懸命働めるような職場じゃない可能性が高いんですね。

だから、そういう点では、保育士さんとか子供たちの最優先の考え方をしたら、やはりこういうのというのを付け焼き刃に継ぎ足し、継ぎ足しでやっていくじゃなくて、認可をどんと据えて、税金もしっかり使って、そういうふうにやっていくというのが私は正論なんだろうと、児童福祉なんだろうというふうに思います。そういう点では、不採択って言いたいところなんだけども、現場の人たちのことを考えて、趣旨採択かなということで、趣旨は分かりますので、趣旨採択かなというふうに思っております。以上です。

○委員長 趣旨採択で。

ほかに。

石原委員。

◆石原喬子 委員 こちらかぶっている部分は、秋間委員のほうからおっしゃっていただいたので、割愛いたします。

他方で、実質的には認可保育所等との同等の設置基準を満たす必要がある施設であり、また、夜間保育や休日保育などの認可保育所等が行わない保育事業を展開しているため、認可保育所等の同等の安心感を持ちつつ、多様な保育を必要とする保護者の利用ニーズを酌み取れている魅力的な施設だと考えています。

こちら、企業主導型保育施設では、保育士の賃金を自由に決定できる立場にありますが、その一方で区が助成を行う理由としての正当性がこちら、陳情のほうには示されていないのですが、他自治体でも同等の助成を行っているとの記述がありますが、それらの自治体では助成に関する条件を設けているのか、また、どのような基準で実施しているのか、確認させてください。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

23区におきまして、6区が企業主導型保育事業所のこちらの家賃補助を対象としております。その中で、ほとんどの区におきまして地域枠を必ず設けているということを条件にしております。また、練馬区につきましては地域枠のほかに練馬区民が必ず1人以上在籍している、在園しているということの条件を設けているところもございます。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

現在の陳情者のほうは個人なのですが、あっ、ありがとうございます。台東区内には8施設、まだ複数の企業主導保育所が存在します。今後は区と協議するためには、個人ではなく団体として陳情を提出することが望ましいと考えます。団体を結成して統一した意見をまとめた上で、区との協議を進めることが実効性のある取組につながります。現時点では自民党としましては、内容の整理が不十分であるため、出し直しを前提とした継続をお願いいたします。

○委員長 継続で。

拌野委員。

◆拌野健 委員 すみません、ちょっと補足で、陳情書の趣旨としては分かるんですけども、例えば23区でどこが実施しているかについてがちょっと不正確な部分、条件面が入っていなかったりだとか、また、自主的とか同等のという表現が結構入っている陳情書なんですけれども、普通であれば主観、価値観が入るものについてはその後、説明の部分が入らないと、それに共感できないと思うんですが、そういった部分がちょっと入っていないので、何で同等なのか、何で実質的に一緒ですよみたいな話が、説明がちょっと足りん、ちょっと入っていないって正直思っていて、それはちょっと判断しにくいな。ただ、気持ちは分かります。気持ちは分かる上でなんですけれど。

さらに、内閣府がこれやったんですよと、秋間委員から先ほどありましたし、木村委員からもあったんですけども、その上で、じゃあこれを区がやるのか、内閣府の立てつけの中で台東区がやることなのかどうかという整理とか、まだまだ整理の部分が必要なのかなと思っていて、そういうことも考えると、趣旨としては分かるんですけども、まずこの陳情書自体の体裁をもうちょっと整えていただいて、頑張っていることは分かるので、事実に基づいたといったら大変失礼なんですけれども、事実に基づいた形で文書をもう1回出していただいてやっていただけると、もうちょっと議論ができるのかなと思った上での、出し直し前提の継続という意見でございます。すみません。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 先ほど来、課長に質問して答えていただいた内容等も伺いましたけれども、現実、夜間、休日に預かってもらえるというメリットが地域の保育ニーズの受皿として、選択肢の一つとして現実、実際あるということで、先ほども課長からもご報告があった区内で63.9%の区民の方の預かっているということを考えると、一つは選択肢の一つとしては担っているのかなというふうに思いますけれども、やはり企業主導型という

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

形で、認可外であるということもありますし、また、認可保育所の圧迫にもなりかねないということもあります。

その辺を加味しますと、大変もう1回しっかりと審議する必要があるのかなということと、先ほど拝野委員がおっしゃったように、陳情書の内容、文言が不正確な部分もありまして、私もそれが気になっておりますので、ぜひもう一度しっかり作っていただいて、出し直しを前提とした継続でやっていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○委員長 継続で。

◆松尾伸子 委員 はい。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 企業主導型保育施設というのは、待機児童対策としてつくられた制度で、区民も利用されて助かっていると思います。

今回の陳情は、会派内で意見が分かれました。ちょうど委員である私が、もともと企業主導型についてはちょっと疑問を持っておりまして、秋間委員からおっしゃっていただいたとおりなんですけれども、委託の委託ので利益相反に値するみたいなのも国会でも取り上げられていましたので、やはり公的機関がしっかりと子供たちを見るという在り方のほうが望ましいと思っています。そこに利益がやはり生じたりとかいうところでの運営の、こういう制度というのはちょっといかがなものかなというのがもともとありました。

疑問については今、各委員からも質問があったとおりなんですけれども、1点、借りに本当に使っているかどうかを課長さんから前お聞きしたときに、ちょっと認可外だとその辺が審査が区ではできないというふうに何かお聞きした気がしたんですけれども、企業主導型で、もし借上げ支援事業をした場合に、本当に借りに使われているかどうかというのを、認可外だと審査ができないというふうに何かちょっとお聞きした気がするんです。先ほどの答弁で、できるというふうに言っていたと思う、できるということでよろしいのでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 お答えいたします。

実際に区から給付をする場合ですけれども、必ず何らかの証明を提出していただいた上で、給付のほうをさせていただきます。先ほど秋間委員の質問にご答弁させていただいた内容のとおり、事業者が必ず不動産会社のほうに家賃をお支払いします。全額家賃をお支払いしますので、それで保育従事者の方が差額分を保育事業者のほうにお支払いするという仕組みになっています。ですので、実際区が給付をするときには、その保育事業者が契約者に支払った、不動産会社に支払ったよという証明と明細とつけて給付をさせていただきますので、そういった確認は必ずさせていただきます。

（「すみません、ちょっと関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 すみません、今の話で、例えば該当の保育士が実際に住んでいるかど

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うかというところまで確認ができるすべは区にあるものなのでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 必ずその住所も確認をさせていただいております。ですので、対象の保育士の方の名簿を提出していただくということをお願いしております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、その辺はちょっと私の認識が違ったんですけれども、ただ、この陳情内容と別添の資料のほうも幾つか事実と異なる点がありまして、いろいろな委員からも質問があったとおりでありますので、もう一度しっかりと私たちも実際に台東区のこの企業主導型保育施設どうなっているのかというのも踏まえて、もう一度少し審議したほうがいいかなと思いますので、我が会派としても、継続でいきたいと思います。

○委員長 継続で。

本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 もう様々な論点は出てきていますけれども、出ていないところで言うと、地元の企業だったりとか、台東区の例えば企業がそこを、企業の従業員が住んでいるとかだとしたら、産業振興の観点から補助金を出すみたいなのはありなのかなというふうには思っています、企業主導型ですし、企業だしという。じゃあ、児童保育なのかみたいところはちょっと若干どちらなんだろうというふうには思ったりはするんですけれども、あと、ごめんなさい、先ほど秋間委員が言っていた6月に出されている委員会に報告されている資料についてなんですけれども、企業主導型保育所の人数が56名ですよというふうに書いてあるんですが、これ全部区民なんですか。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 お答えいたします。

6月の本委員会でご報告させている入所状況の中で、企業主導型の保育事業所に入園している56名というのは、4月1日時点で何人、台東区の企業主導型保育事業所に何人在籍しているか、それを調査した数値でございます。ですので、必ず区民とは限りません。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。すみません、ちょっとそこだけ気になったので。そういう意味では、区民がこの人数じゃないよ、全員が区民じゃないかもしれないよという話ですね。

(「関連でいいですか」と呼ぶ者あり)

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、課長から答弁あって、私、6月の数値が、ここ5年間出て、これを副委員長が大分言ったから出たんだと思うんだけど、これは大事な指標だと思っているんですが、待機児童はゼロだったわけですよ。ゼロになったわけです、この2年間ゼロですよ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いわゆる私たちは隠れ待機児童問題を大分追及してきましたけれども、この中で認可を申し込んでいないため入っているという、企業主導型に入っているという子供の数というのは何人いるんですか。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 お答えいたします。

入所調整について、企業主導型については区が行っていないということもありまして、例えば内定が出なかった方が企業主導型の保育所に移行したかどうか。その人数については把握はできておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 その点では、待機児童対策という点でも率直に言うと、企業主導型の実態というのがよく分からない面があるということは、はっきり、ちょっと確認はしておいたほうがいいので、けれども、認可に落ちてしまっただけで入れなくて行っている人も相当数いるという推測ができるけれど、結構そうでもなかったりした年度があったような記憶があるんですね。その辺のところはちょっと今、指摘しておきたいと思います。すみません。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 今の秋間委員の話に関連して、保育の必要性があって企業主導型には入っているというふうに書かれているんですけども、この保育の必要性は区としても確認ができる、ちゃんとしたものなんでしょうか。企業主導型に入っている人たちの保育の必要性。すごい簡単に言うと、保育の必要性があって、全員が入っているのかどうかというところですね、企業主導型に。

○委員長 児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 実際に保育の必要性を確認できるのは、区が調整をした場合のみになります。そのため、企業主導型単独で入園申込みをされた方が保育の必要性があるかどうかというのは確認はできておりません。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。恐らく後で費用の助成金の申請をしてくれば、この人はそうなんだというのが確認、保育の必要性を認定されていて、助成金申請みたいな形で多分分かるんだと思うんですけども、中にはこれ区と同等の保育の必要性を認定を受けていない人も多分入っているんじゃないかなというふうに思っていて、そういう意味で、どこまで待機児童がというのは秋間委員と同じなんですけど、逆に区の認可には入れなさそうな点数で、フリーランスなので多分もともと入れないと思ったので、最初からもう企業主導型に狙いをつけましたという人の話も私自身は聞いているところなので、区民が選択できる、多様な保育の一つではあるという前提条件の上で、ただし今、本当にそれが必要なのか、企業主導型にも支援をして頑張ってもらいたい。

頑張ってもらいたいんですけども、ただそれ5年前だったら、私もやるべきだというふうに

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

言っていたんですけど、今、待機児童連続2年ゼロなんですよね。むしろゼロ歳、1歳児への空き定員への認可保育園の補助もやっているぐらいで、多分をそれやらなければ私立の認可は潰れてしまうんじゃないかって私は思っています。認可を潰さないでほしいんですよね。

認可外まで補助を出すべきなのかとか、先ほど区立の保育士さんという話もありましたけれど、それを言うなら保育士さんの資格持っている学童の支援員ですよ。学童の支援員さんだって、あと児童館だって、本当僅かな住宅補助しか出ていなくて、人集まらなくて、保育の質という観点からは区がちゃんとやっている学童なのに出ていないという、そちら先じゃないって個人的には思っていますが、ただし、今年の1歳児の保育の申込みが結構多い印象なんですね。ゼロは空きがありそうだなという雰囲気があるんですが、1歳児に関しては、これ、下手したら待機が出てしまうんじゃないかという気が個人的にしていまして、その様子を多分ちょっと次の定例会では出ると思うので、その辺も見ながら議論をしていきたいと思うので、我が会派としても、継続でお願いしたいと思います。

（「関連いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ちょっと関連、すみません。待機児童がどうなるかというのは分からないんですけど、台東区、面で見れば待機児童がどうなっているとか、地域ごとの偏在もあると思うんですよね、もちろん考えなければいけないところで。ただ、そういうところも考えないといけないのかなと指摘だけさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長 継続の意見が多数なんですけれども、木村委員、秋間委員、継続でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

本件については、継続の意見が多数でありますので、継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、案件第3、子育て及び若者支援についてを議題といたします。

本件について、理事者からの報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、台東区次世代育成支援計画（第三期）について、子育て・若者支援課長、報告願います。

子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 それでは、報告事項、区民部の1、台東区次世代育成支援計画（第三期）について、事前資料1をご覧ください。

項番1、策定経過です。12月4日の本委員会においてご報告いたしました中間のまとめについて、広くご意見を伺うためにパブリックコメント等を実施しました。本日はパブリックコメ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ントの結果と中間のまとめ以降の主な変更点についてご報告をさせていただきます。

項番2、パブリックコメント実施結果です。恐れ入りますが、3ページ、別紙1をご覧ください。パブリックコメントは、令和6年12月5日から26日にかけて、資料記載の場所で中間のまとめの閲覧、意見受付を行ったほか、関連施設にも区ホームページを案内する二次元コードの掲出を行いました。区ホームページの意見提出用フォームを通じて、23人の方から39件のご意見をいただきました。いただいたご意見は、計画の関連する基本目標の順に記載をしております。

特にご意見が多かったのは、7ページの項番8から10ページの項番14までの基本目標3、教育・保育環境を整備するに関して、就学前児童の教育・保育のサービスや質の向上へのご意見、また、11ページの項番15から20ページの項番32までの基本目標4、子供・若者の健やかな成長を支援するに関して、学ぶ環境や安心して過ごせる居場所づくりへのご意見が多くございました。

なお、他の基本目標に関しても、子供の安心安全を守る取組や、生活環境の整備に関するご意見など、計画全体にわたって個々の事業に関しての貴重なご意見をいただくことができました。区の考え方を含め、詳細につきましては後ほどご覧いただければと存じます。

別紙1、パブリックコメント実施結果のご説明は以上です。

恐れ入りますが、資料1ページにお戻りいただきまして、項番3、中間のまとめからの主な変更点をご覧ください。次期計画では、基本目標1、子供の権利を保障し、ありたい未来を支援するの下、いじめ防止や不登校の児童・生徒への様々な支援に取り組んでまいります。そこで、第2章、統計データからみる状況に、いじめや不登校等に関するグラフを、また、基本目標1の評価指標として、「不登校児童・生徒のうち、学校、関係機関、民間施設等とつながっていない割合」を追加いたしました。

2ページをご覧ください。計画事業として、不登校支援の事業を含めた記載の事業を新たに追加するとともに、全ての計画事業について、取組、主な活動指標及び令和6年度の現状、令和11年度の目標を追記し、巻末に資料編を追加したことが中間のまとめからの主な変更点でございます。このほかに、地域協議会や前回の本委員会でいただいたご意見等を踏まえ、表現の見直しなども行っております。

項番4、これらを反映させました計画の最終案が別紙2、台東区次世代育成支援計画（第三期）（案）でございます。

項番5、今後の予定ですが、3月下旬に計画を発行し、次年度からはこの新たな計画に基づいた取組を着実に進めてまいります。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 ちょっと質問ではないんですけれども、パブリックコメントのほうを今回

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

やりまして、やはり意見がほかのパブコメに比べて非常に多いので、区民の方の関心も多いところなのかなというふうに思います。

今、課長さんが言ったように、公共の場所ですね、児童館とか公園などについての意見が多いというのは課長さん、今説明があったとおりなんですけれど、一つ情報発信のところで、既に例えば行っている制度などにも知られていないがために意見として出てきたりとか、そういうところも結構多いかなと思うので、情報発信の仕方というのを今後もうちょっと周知できるように検討していただけたらなというふうに要望するのと、あとはやはり今生活困難の方が結構増えてきていて、ここにもあるように、事業外活動とか、標準服のこととか、隠れ教育費みたいな感じで言われるようなところへのご意見などもいただいていますので、そういった経済の格差が子供、児童・生徒の学びの機会の差にならないように、今後注意していただけたらなというふうには思います。以上です。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 8ページの11のパブコメの回答について、今、風澤委員が言っていたこととちょっと近いんですけれども、意見について、これ多分、私立幼稚園の入園準備金に関するご意見でもあると思っているんですね。ただ、私立幼稚園では入園料があるけれど、区立幼稚園では保育園料が、入園料がないので準備金の補助がないんだよみたいなところが特に説明はされていないんですけれども、現状の制度としてはそういう理解で合っていますかね。

○委員長 庶務課長。

◎山田安宏 庶務課長 ただいまの副委員長ご指摘のとおりです。私立幼稚園につきましては、入園料と、あとその入園に際していろいろ例えば施設の維持費ですとかもろもろの費用負担が一定程度発生するので、そのところを補助を出させていただいて、経済的な負担軽減させていただいていると、そういうものでございます。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 そういったことについても、ぜひパブコメ出す方というのはきっと回答も見られると思うので、情報発信という意味ではそういうのも、そういう意味で書いていないんだよ、書いていないじゃなくて、ないんだよ、保育園の、制服はどちらもあったとしても、入園料を取っている私立保育園ないと思いますので、そういったところも含めて、分かりやすく書いていただきたいなと思います。

次、今回のパブコメにおいて、子供からの意見というのはあったんですかね。これ年齢とか、そういうのは、所属は書いていないので分からないんですけれど。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 今回23人の方からご意見いただいています、このうちの2人の方は小学生の方からのご意見でございました。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。2人も出していただいたということで、ぜひ、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただ、今回のパブコメの資料、小学生に分かりやすかったかという、多分そこまで分かりやすくなかったんじゃないかなというふうに思っています。次回に向けて、ぜひ子供たちにも分かりやすくだったりとか、じゃあ子供たちにはどういうふうにしたら意見が寄せてもらえるのか、せっかく1人1台の端末もありますし、そういったところも含めて、次に向けて検討を、次だけじゃなくて、どういうふうに意見を取っていくかというところを検討していただきたいと思います。

次、蔵前小の件、24ページのPTAからの金管バンドの寄附かな、38番ですね。この件、何か私、予算委員会で同じようなことを指摘したんですよね。以前にある学校で給食用マスクがPTAから寄附したけれども、カウントされていないよねみたいな話をしたんですけれども、そのとき答弁としては、その当時の課長から、至急確認して、ちゃんと寄附の手続していきますよみたいなことがあったんですけど、その後どうなっていますかね。寄附扱いになっているのか、この金管の件も合わせて寄附としてカウントされているのか、教えてください。

○委員長 庶務課長。

◎山田安宏 庶務課長 まず、ご指摘以前いただいていた件に関しましては、申請の記録のほうを確認したんですけれども、すみません、出ていなかったようなので、改めてこちらで対応を至急させていただきます。

それからあと、こちらの意見の中にある金管バンドに係る費用のところでございますけれども、こちらに関しましては、やはり必要なものは、この区の考え方のところにも書かせてはいただいておりますけれども、学校教育で必要な費用なり、資材なり、そういったものに関しましては学校と教育委員会のほうでよく相談をした上で、教育委員会として見るべきところは必ず見ていかなければいけない。指摘にあるように、予算化していくというところはしておりますので、そういった取扱いでやっていきたいというふうに考えております。

また、今回この指摘で既にこういう実態があったということに関しましては、学校と、それからこれもすみません、考え方のところの一部書かせていただいておりますけれども、学校とPTAの間でこういった形でその学校教育のところをPTAとして支援なりなんなりしていただくかというところで協議をしていただいた上で決められているものというところはございますので、そこに関しましては、教育委員会としてどうこうというところはなかなか言えないところもございます。きちんと協議されて決められたものであれば、その中で運用していただくというところになってくると思います。

ただ、先ほど申し上げたとおり、本来的にはまずは学校と教育委員会のほうで話をして、教育委員会として負担すべきところであれば負担し、支弁していくというところが必要だとは考えております。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 任意の何か必要だよねというふうにちょっと学校が思っていて、じゃあPTAさんが、じゃあこちらで寄附しましょうかみたいな善意の寄附に関して特にとがめる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ものでもないですし、ないですが、ただ、地方財政法では地方公共団体は直接であると、間接であると問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないというのはもうご承知のとおりだと思うので、万が一にもそういうことが、学校からこれが欲しいから買ってよねとか、そういうことはあってはならないと思うんですけど、今回に関して、じゃあ予算つけてほしいみたいな、この方がPTAのどんな方か分かりません、ただの一PTA会員なのか、どんな方か分かりませんが、来年度予算に関しては、この金額に関してはPTAじゃあもうつけなくていい、予算に含めなくていいということなんですかね。

○委員長 庶務課長。

◎山田安宏 庶務課長 こちらに関しては、特に今回のこの指摘されたような内容につきましては、やはり教育委員会のほうで見るべきお金かなというところは考えますので、来年度につきましては少なくとも教育委員会と学校のほうで調整をしていきたいというものでございます。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。ぜひこういったパブコメとかが出ないようにしていただきたいなというふうに思います。

特に寄附が、やり取りがあったということ自体よりは、ちゃんとあったことを報告していただきたい。寄附の寄贈に関しては、区として把握しておいて、じゃあこれは授業で使うものなのか、それともまあまあ、そうじゃないけれどあったほうがいいよねというレベル感のもので話合いの上、来たのかみたいなのところも含めて、でも授業で使うものは区でちゃんと税金として出していただきたいというふうに、これは思います。どんなにPTAさんとかと相談して、これは出してあげるよというふうに言ってもらったとしても、いや、これは公教育の一環ですということで、そこはちゃんと線引きはしていただきたいなと、これは強く要望して終わりますが、あと、ラスト1点。

その下の24ページの39番、標準服について、何か着用の義務を負うものではなく、望ましいと各学校が推奨している服装だけれど、各学校が個別に対応している、個別に対応ということは、多分相談とかしないといけないんですよ。標準服だと、ただ標準ってあるだけだと、何か着なくてもいいのかなというイメージがあるんですけど、そんなことはないんでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎宮脇隆 指導課長 お答えいたします。

先ほど副委員長からご質問いただいた件についてですけれども、標準服については望ましいと各学校が推奨している服装だというふうに認識しております。また、教育委員会が標準服について決定するものではなく、学校長とPTAで協議した上で決定していると認識しております。様々、各保護者の実態ですとか、時代の進展というのもあると思いますので、そういったことについては今後の運用ということについて、学校長への助言等も行っていきながら進めたいというふうに思います。

○委員長 本目副委員長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆本目さよ 副委員長 すみません、認識しているという教育委員会の答弁だったんですけど、じゃあもしかしたら何か制服というような、必ず着てねみたいな学校もある可能性もあるということですかね。

○委員長 指導課長。

◎宮脇隆 指導課長 そのような制服というところではないというふうに考えております。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 そういう意味では、各学校とPTAとということも含めて、そこは各学校の判断ですけれども、教育委員会としてもあくまで台東区で設定している、台東区の学校で、区立の学校で設定しているのは標準服であるんだということはどこかに明確に書いておいていただきたいと思うんですけど、何かホームページとかに書けたりするものなんですかね。

○委員長 指導課長。

◎宮脇隆 指導課長 実際にどのような形がいいのかというのは検討して、そういった保護者、地域の方々にも伝わるような形というのがどういうことができるのかというのは考えていきたいと考えております。

◆本目さよ 副委員長 結構です。大丈夫です。

○委員長 ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、(仮称)北上野二丁目福祉施設基本設計等について、(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長、報告願います。

(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 (仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長 それでは、(仮称)北上野二丁目福祉施設基本設計等についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

項番1、基本設計について、(1)コンセプトです。ア、切れ目ないつながりをつくる3つの「しろ」を大切にした施設として、「かかわりしろ」、「よりしろ」、「のびしろ」の3点のほか、以下、イからエまで大きく4つのコンセプトを基に基本設計を行いました。

(2)計画概要です。ア、建築概要として、延べ床面積は約1万5,760平米、構造は鉄骨鉄筋コンクリート造を主とし、地上7階建て、地下1階で、屋外機器を含めた高さは約32メートルでございます。また、基本計画からの主な変更点としましては、階数を6階建てから7階建てとしたこと、延べ床面積が増えたことによる新築工事期間の延伸等に伴い、開設時期を令和11年度に変更することなどがございます。

次のページをご覧ください。イ、施設構成は、記載のとおりです。

(3)配置計画及び平面計画、断面計画です。恐れ入りますが、別添1、基本設計概要版の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

右下のページ番号のうち３ページをご覧ください。まず、配置計画です。図の上部、敷地北側の道路が一方通行であることなどから、車両出入口を北側道路に面して北西の１か所に集約し、歩車分離を明確にします。

４ページをご覧ください。平面計画です。資料左側、地下１階にはマイクロバス駐車場５台を含む２７台の駐車場を配置します。右側、１階には、中央に総合受付及び総合相談窓口を配置します。東側にはあそびひろばや立体遊具コーナーを配置し、屋外のインクルーシブひろばと隣接することで一体的な空間を創出します。また、インクルーシブひろば付近及び西側のマイクロバス乗り場付近に２階へとつながる屋外スロープの始点を計画します。オレンジ色で示したエリアには、児童発達支援の一部機能を配置します。

次のページをご覧ください。左側、２階には、児童発達支援機能を配置します。また、北東には５階までつながる屋内スロープを配置します。右側、３階には、障害者デイサービス機能を配置します。

次のページをご覧ください。左側、４階には、ピンク色のエリアに子育て支援機能を、紫色のエリアに障害者支援機能を配置します。右側、５階は職員執務スペースなどでございます。

次のページをご覧ください。左側、６階には、緑色のエリアに若者を中心とした交流の場の機能を、水色と青色のエリアに教育支援と若者支援の機能を配置します。右側、７階には、中央から東側にかけて屋上ひろばと屋上菜園を計画し、西側に調理室を配置します。また、屋上には太陽光パネルを設置いたします。

８ページをご覧ください。断面計画です。階高は、地下１階と地上１階を４.５メートル、その他の階を４メートルとし、高さを最小限に抑えたコンパクトな断面構成としました。

恐れ入りますが、最初の資料にお戻りいただき、２ページをご覧ください。（４）遊具計画です。ア、コンセプトは、「遊びを通して感じる・つながる・ふれあう「みんなの遊散ひろば」」とし、イ、４つの方針を基に、具体的には今後の実施設計にて計画してまいります。

（５）災害対策です。ア、避難所機能として、新施設は福祉避難所に位置づけられることから、受入れ対象者は一次避難所での生活が困難な障害者児、高齢者等とその家族とし、避難スペースとして約５３２平米、受入れ人数として約１３０人以上を確保します。イ、建築設備及びウ、備蓄は記載のとおりでございます。

基本設計についての説明は以上でございます。

続きまして、３ページの項番２、新施設の各事業等についてです。

４ページの別添２をご覧ください。リード文に記載のとおり、施設開館は、施設メンテナンス日及び年末年始を除く８時半から２１時を予定しております。以降、各階別に機能や事業・取組ごとの運営日時や運営手法を整理しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

恐れ入りますが、３ページにお戻りいただきまして、項番３、予算額（案）です。歳入は、５,０００万円、歳出は、実施設計や地中障害物撤去工事等に係る経費として５億１,６４６万６,０００円でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番4、今後の予定です。第2回定例会にて地中障害物撤去工事に係る契約締結議案を提出し、7月以降、工事に着手いたします。その後、令和8年第1回定例会の本委員会で実施設計等について報告し、7月から新築工事に着手、新施設開設は令和11年7月を予定しております。

なお、2月26日開催の保健福祉委員会において、福祉部、松が谷福祉会館から（仮称）北上野二丁目福祉施設における障害者支援及び児童発達支援の運営体制についての報告を予定しております。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

まず、階数を地上6階から7階ということで、地域の協力もあり、大変期待しております。ちょっと細かいところで申し訳ないんですが、4ページのあそびひろばの部分なんですけれども、施設の開館が10時から16時ということで、日曜日、祝日も実施と書かれているんですけれども、こちらはどれぐらいの年齢の方を設定というか、しているものなんですかね。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 こちらの交流の場に係る機能でございますが、あそびひろばにつきましては、現行の子ども家庭支援センターと同様、ゼロから3歳児を対象としておりまして、立体遊具コーナーにつきましては、基本計画でもお示しさせていただきましたが、未就学児まで対象を拡大する形で運用のほうを行ってまいりたいと考えてございます。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

そうしましたら、日曜日とか祝日とか、長期の休みとかのときに兄弟関係とかで結局、3歳と8歳とか、3歳と6歳とかたくさんいると思うんですけれども、その子たちはなかなかちょっとここには来れない感じになるんですかね、そうすると、今のところ。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 今回、計画含めまして、年齢のほうをそのような対象とさせていただいておりますが、今、委員のほうからお話ありました3歳・8歳とか、未就学児を超えてのところの運用につきましては、所管課のほうとちょっと協議を行いまして、運用のところで検討を行ってまいります。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。インクルーシブひろばのほうもそうなんですけど、やはり兄弟連れていく家庭ってたくさんあると思うので、いろいろと検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 この基本設計の前ですね、基本コンセプトを出していただいたときに私、幾つか意見を言わせてもらいました。その部分、大分、組み入れてもらったところについては評価をしたいと思います。

まず、中核部分をきちんと直営でやるというこの部分ですね。これは本当に評価できると思います。委託は、これは新規事業については当然仕方がない部分はあると思うんですけども、ここのところ。あと、地下の駐車場ですね。ここを変な賃貸してみたいにはしないという、前はそんな計画もあったりして、あともう一つは職員の執務室を十分に確保したかなという、この辺については評価をしたいと思っておりますので、期待したいと思います。

その上で、基本設計のウにクローズエリアとオープンエリアの結節点を中間領域により連携した施設というふうに表現していますけれども、これはどういう意味なんでしょうか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 新施設の各支援機能については、やはり利用者への配慮が必要なことから、オープンエリアとクローズエリアの2つのエリアに整理しつつも、各階のラウンジですとか、6階の調理室等につきましてはこれを中間領域として位置づけまして、比較的オープンに近い機能を双方のエリアに隣接させることで、多くの機能が共存するからこそ生まれる交流や関わり合いが可能となるよう建築設計を進めているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 その意味では、私はちょっと全体の印象からすると、私もあしたば学級などは絶対クローズドにしてくれということとか、あと、児発などもそういうふうに言ってきたので、クローズエリアは大分主張してきちゃった、したんですね。

ただ、これ全体を見ると、クローズエリアが物すごく面積広くて、ちょっとオープンの部分が少ないという印象を持ちました。今、課長からの答弁でいうと、その部分の交流というのを重視しているんだということですので、そこについてはそういう意味なんだということは分かりました。ぜひそこを生かして、いわゆるインクルーシブな空間をやはりもう少し確保できないのかというのはちょっと感じたところです。

あとは、そういう意味で、もう一つは放課後デイサービス、今度委託でやりますけれど、あと、児童発達支援がこれまでやってきたもの、年齢確認、人数を増やしますけれど、この利用者、相当増えると思うんですが、あそびひろばとか屋上ひろばを利用は、これは先ほどもちょっとありましたけれど、できるんですか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 新施設では、1階のあそびひろばや7階兼屋上の屋上ひろばを計画するほか、1階のエントランスロビーを全てオープンとし、1階から6階まで続くスロープに加えて、5階のコミュニティラウンジや共用テラスもこちら放課後等デイサービスや児童発達支援の利用者を含む誰もが利用できる計画としてござい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

委員ご指摘のあそびひろばや屋上ひろばも基本設計のコンセプトにあるように、みんなのひろばとして気軽に訪れることができる開かれた場所として位置づけているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そのところ本当に大事なスペースだなというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

あと、最後ですけれども、あっ、もう一つ評価できる点は、この二次避難所のスペースを明確にしたということですよ。これを具体化したわけですが、これ、単純に1人当たりの面積で割り返すと、4.05ぐらいなんですよ。4.05か06ぐらいで、介助者のスペースも、多分同行介助とかいうことを考えれば、そういうものも勘案してやったのかどうか。これについてはどうですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 災対福祉部が二次避難所の開設と管理運営に関することを担当させていただいているため、私のほうからご答弁させていただきます。

二次避難所につきましては、家族介護者お一人の方と一緒に避難生活を送っていただくことを想定しております。介助者のスペースと合わせてお二人で8平米、8平方メートルということで確保しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうすると、単純に割り返しただけでは、もうちょっと少したわみというか、膨らみがあるということと考えていいんですか。これ単純に割ってしまうと、4平米しかないわけじゃない。ですけれども、今2人分の、家族と2人分のスペースというと8平米ということになるけれど、そうすると、逆に言ったらこれ半分しか入れないということになるんですけど、その辺はどうなんですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 二次避難所につきましては、要配慮者ということでご避難をしていただくということを想定をしております、やはりお二人、家族介護者と2人ということで考えますと、そのようなことになってまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それでも十分かというところというのはあると思うんですね。スフィア基準は3.5というのがあります。これはいわゆる障害のない人などを想定している。でも3.5必要だということでもあります。私が一番心配なのはベッドなんですよ。このベッドというのはどういうものを考えているんですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 やはり二次避難所ではベッドは必ず必要だというふうに考えておりまして、簡易ベッドを設置するという方向で考えているところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 簡易ベッドってイメージがちょっとよく分からないんですが、どんな形になるんですかね。通常の介護されている方たちのベッドって相当な重量とスペースと、あとこうあるわけですけど、落ちないような仕組みだとかあるわけだけれど、どんな形になるんですかね。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎櫻井洋二 危機・災害対策課長 簡易ベッドでございしますが、イメージとしましてはストレッチャーをちょっと大きな感じで、高さはもう少し低いと、そのようなイメージでございします。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これはこの場に備蓄しておくんですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎櫻井洋二 危機・災害対策課長 備蓄倉庫ございしますので、その大きさにもよるものですが、備蓄する方向で考えていきたいと思います。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひ備蓄していただきたいと、これは切にお願いしたいというふうに思います。以上です。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 すみません、私のほうも要望で、この場所すごいよくて、入谷駅からすごい近いということで、本当に交通機関から一番近いと。台東区のほぼ真ん中でもあるので、要望ですけど、例えばシェアサイクルを置けるようなスペースもちゃんと用意しておいていただくとか、そうすると、利便性も向上しますし、あともう一つ、駐車場が先ほど出た台数があるので、これって多分東京都の附置義務のやつに基づいてだと思うんですけど、やはり今、車を持たない人も結構増えていて、そういうのからすると、もうちょっとこの辺、緩和ができないかなという要望と、あともう一つは、いろいろなところの大規模用地とか、大規模施設とかに行くと、最近多いのは、EVステーションを結構中に置いているところがあって、これって災害時でも使えますし、こういうのもちょっともし兼ね備えていただければと要望だけさせていただきます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 先ほどの次世代のほうですね、パブリックコメントの区民からのご意見もあったんですけども、要するにお子さんの居場所ということをしっかり確保できる施設になるということで、本当に先ほど石原委員からも指摘がありましたけれども、年代間の交流というのが本当にできる、可能にできる施設だというふうに思っているんですね。場所によってその年齢の枠があって、そこは先ほど課長が検討していくっておっしゃっていましたが、やはりこの施設全体で様々な年代のお子さん同士が交流できるような形で、いろいろなことを緩和させていただきたいなというふうにはちょっと思っておりまして、やはりどんなお子さん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と、また保護者の皆さんで、地域の大人の方たちも含めて交流できる、それが可能であるというような、広くゆったりとした、そういう考え方をしっかり持っていいただければなということも要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 要望で。

本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 あしたば学級のスペースについてなんですけれども、これ今とあまり変わっていないということで合っていますか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 すみません、設計書の面積でお答えをさせていただきます。現行の生涯学習センターのあしたば学級の占有面積が約308平米となっていて、新施設におけるあしたば学級の占有面積も同程度の面積となっていてございます。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 同程度ということで、ただ、今、この前の一般質問で申し上げましたけれども、不登校児、増えていますよね。あしたば学級の利用も結構増えているという話を聞いているんですけど、場所足りませんか。

○委員長 教育支援館長。

◎増嶋広曜 教育支援館長 お答えいたします。

委員ご指摘のように、不登校者数の増加、また並びにあしたば学級に入級している児童・生徒数というのもコロナ以後、増えてきているところでございます。現状、41名在籍しておりますけれども、今の施設を使いながらというようなところでは特に個別な個室については満室な状態はありますけれども、特段その利用について不適切な状態にあるというか、満杯であるというような認識はしておりません。

したがって、同規模というところで、今年度並みの活動については問題なくできるという認識でございます。また、今後増えていくというようなところにおきましては、来年度予定している校内ベースの充実等含めて、新規のあしたば学級の入級者数を抑えることで対応していけるのではないかとということで、しばらく推移は見守りたいと、このように思っております。以上です。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。

どうなんだろうな、でも、推移見守って、二、三年後にやはり足りませんでした、広げてくれているだけでも多分広げられないと思うんですけど、そうですね、北上野担当の。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 すみません、6階のフロアのみでお答えしますと、なかなか拡張は難しいところがございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。

ということは、上に延ばしたりとか、今回、ちょっと階数が増えましたけれど、さらに増やすということも可能なのかなというふうに聞いていて、5階のフロアのみでは不可能だという話だとしたら、この居場所というところがあしたば学級がこれでいいのかみたいなのところももうちょっと考えてもいいのかなというふうに思うのと、あと、調理室がクローズドエリアに、クローズドエリアになっているんですけども、子供たちの居場所を、右側の緑の空間が子供たちの居場所ですよね。そこには多分調理室がなくて、クローズドエリアに調理室があるということで、なかなか日常的にじゃあお昼ご飯作って、みんなで食べようよみたいなのはできないんだと思うんですけど、それはそういう理解で合っていますか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 6階の機能としまして、まず、交流の場におきましてはカフェを設置してございますので、そちらのカフェで食事の提供は可能となっております。また、あしたば学級の教育上の活動の一環で、こちらで教育支援エリアに調理室を配置しておりますので、こちらで調理をして食事をすることも可能とはなってございます。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。

このカフェは一緒に作れるカフェなんですか、それとも専門の人じゃないと入れないカフェなんですか。作る場所に入れるかどうかというところが結構大事だなと思ってしまして。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 交流の場のカフェにつきましては、基本的には運営事業者のスタッフが入って調理をする想定でございます。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。川崎の夢パークに伺わせていただいたところも、子供たちと一緒にご飯を作って、生きるための食べ物を作って食べるんだみたいなのところがすごく重要だというお話を伺ったんですね。ほかの居場所支援とかでもそういったところを重視しているところもあるので、その辺、調理室を使うのか、カフェができるようになるのか、どういうやり方が分かりませんが、そこはぜひ子供たちと一緒に、子供たちというか若者も一緒に、できるならあしたば学級に行っている子たちも給食がないというのでなかなか負担感があるという話も聞いていますので、そこもまとめて何か一緒に作れたりとか、希望をする方は作れたりとか、ちょっと柔軟性があるようなふうにしていただきたいんですけど、その辺っていけるものなんですか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 今、副委員長がおっしゃられた、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういった意味では、教育支援エリアにあります調理室につきましては、こちらはあしたば学級等で使っていない時間帯につきましては重ね使いができるような形で所管課のほうと運用のほうを協議しておりますので、この調理室を使う形で、そういった交流とかが深められて、かつ食事と一緒に食べられるような、そういった運用を今後検討していきたいと考えてございます。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 このクローズエリアとオープンエリアの線の部分を調理室の横側、プレイルームとの間にしてしまうのは難しいんですかね。調理室を利用する頻度的に、多分あしたば学級、そんなに多くないんじゃないかと思っていまして、それならメインはこちらの居場所のほうで使っていて、必要なときはあしたばが使うよというほうがいいんじゃないかなという気がするんですが、その辺は。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 一応こちらの調理室につきましては、教育支援として必要な諸室として位置づけまして、設計のほうを進めてきたところでございますので、位置づけにつきましては教育支援の諸室とする一方、先ほどの答弁でもちょっと繰り返しにはなりますが、使用していない時間帯につきましては交流の場の若者等でも使えるような、そういった運用ができないかということで、今後検討させていただきたいと考えてございます。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 最後1点、あしたばで調理室利用する頻度について教えてもらっていいですか。

○委員長 教育支援館長。

◎増嶋広曜 教育支援館長 お答えいたします。

教育支援館におけるあしたば学級の調理室の実施頻度につきましては、一月に1回、また二月に3回というような形で、教育活動の一環として行っております。以上です。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。結構です。

（「6階の関係」と呼ぶ者あり）

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この6階のところはすごく注目していたエリアであります。私、大体は課長と事前に話して分かったんですが、1点だけ、ひきこもり等の社会的困難を抱えた若者という居場所を、この時間の区切り方なんですね。その水、金の10から12時、14から16時、あと土曜の14から16時というふうになっています。こういう区切り方に当てはめられるんですか。その辺のところ、初歩的にちょっと私は疑問なんだけれども。

○委員長 子育て・若者支援課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

若者支援については、今、委員からお話のありました居場所の支援と、あとその資料、その上に記載の相談事業を現在同一の事業者によって、委託によって一体的な実施をしているところでございます。新施設におきましても相談と、あと居場所支援、プログラムの実施等について一体的に行っていく想定をしております、それぞれ現在の運用をベースに、主に行っていく時間として資料に記載をさせていただいているところでございます。

委員からご指摘がありましたとおり、いずれも切れ目のないように運営していく必要があるというふうに私どもとしても考えておりますので、そういった視点を持った運用について今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 いいです。

○委員長 ほかに。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和7年度における要保護児童支援に係る取組について、子ども家庭支援センター長、報告願います。

子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 それでは、令和7年度における要保護児童支援に係る取組について説明いたします。資料2をご覧ください。

初めに、項番1、概要です。本区における令和5年度末の要保護児童数は281人と依然多い状況となっており、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて職員のスキル向上や情報共有の迅速化、職員の業務効率化を図っていく必要がございます。

項番2、事業概要です。(1)タブレットアプリの活用をご覧ください。相談員が面談や調査等で訪問する際に、タブレットアプリを活用した相談業務支援サービスを導入し、情報共有・支援方針決定の迅速化や、職員の業務効率化を図ります。

次に、(2)スーパーバイザーの増員です。区ではこれまでも各方面の専門家をスーパーバイザーとして依頼し、助言、指導を受けてきました。来年度から相談員のスキル向上や都児童相談センターとの連携を円滑に進めるため、都児童相談センター従事経験者1名を新たなスーパーバイザーに依頼し、相談を実施いたします。

次に、(3)AI相談支援システムの要約機能追加です。今年度、子ども家庭支援センターでは、電話相談におけるAI相談支援システムを導入しておりますが、そこに生成AIによる要約機能を追加し、さらなる職員の業務効率化を図ってまいります。

項番3、予算額(案)をご覧ください。資料記載のとおり、歳入は116万6,000円を、歳出は1,517万5,000円を計上しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番4、今後の予定をご覧ください。令和7年4月から都児童相談センター従事経験者への相談、AI相談支援システム追加機能稼働を開始し、7月からタブレットアプリを稼働いたします。

令和7年度における要保護児童支援に係る取組についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 2点お伺いいたします。課長の答弁にもあったように、依然として要保護児童が多いということで、本当に1件1件丁寧に、根気強くといいますか、引いてはいけないところもあると思うので、しっかりとしていかなければいけないというところで、このタブレットを使うことによって効率化を図ることというのはすごく有効だなと感じました。このタブレットアプリというのはどんなようなサービスがあるのか。課長、様々なその辺りの詳細を教えてくださいいただけますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 こちらのサービスですけれども、インターネットを介さない閉域ネットワークとクラウド利用により安全に個人情報をやり取りできるサービスとなっております、大きく3点特徴がございます。

まず、1点目がタブレットを用いた外出先での即時記録の入力、共有です。先ほど申し上げたとおり、本サービス、閉域のネットワークでタブレット同士がつながっておりますので、例えば傷あざの写真であるとか、児童の発言内容など、そういったもの、外出先で得た児童の情報をリアルタイムで所内にいる係長であるとか職員のほうが確認をすることができ、その結果、虐待の早期発見、早期対応が可能となります。

2点目がチャット機能を用いた職員間のコミュニケーションとなります。リアルタイムで得た情報を基に、センター内にいる職員から現場にいる相談員に対して指示を送ることが可能となりますし、逆に現場にいる職員からコミュニケーションツールを使って連絡を取ることもできるということでございます。

3点目が職員の業務効率化ということで、現在、訪問面接時には手書きでメモを取りまして、センターに戻ってからそのメモを頼りに記録作成を行っておりますが、現場で手書きのメモの代わりにこちらのタブレットに入力することで、センターに戻ってからの記録作成時間が短縮されると、大きくこういった特徴がございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 かなりたくさん新機能があるというのが認識できました。

今、課長のお話の中で、例えばそのあざがあったり、様々なものを共有することができて、実際に対面でお話をしながら、それを共有となった場合は、話を続けながら、その共有も進めていって、例えば警察だったりいろいろなところと対応して、そういうふうに複合的に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

することが可能になるかなと思ったんですけど、そうすると、本当だったら2回、3回、回数を重ねる、または期間も延びてしまうようなことでも、その1回で完結するような、それぐらいのスピード感というのも早められることが可能ということでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 ケースによりけりにはなってしまいますけれども、今、委員ご指摘いただいたとおり、これまでであれば例えば写真の例を出しますと、現場に行き行って写真を撮って、センターに戻ってから協議をするというところがリアルタイムでできるということになりますので、そういったところでの短縮は図られるものと認識しております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 すごくいいことだなと思いました。ぜひ進めていただきたいです。

ただ、やはりこの新機能を初めて使うということで、最初は職員の方の業務効率化を図ると言いつつも、最初っていろいろな不手際だったりあって、逆にちょっとそれが負担になってしまいうこともあると思うんですけど、そこでこの職員同士がしっかり共有したりすることによって、本当に効率化ができると思いますので、ぜひちょっとその辺りは妥協せずに進めていただきたいなと思います。

もう1点が……。

（「関連して」と呼ぶ者あり）

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 すみません、ちょっと今のタブレットアプリなんですけれども、今どういう機能かというのは理解しました。

一つは、その迅速化とか効率化を重視するような案件はすごく緊急性があるというときにはとてもいいと思うんですけども、そんなに緊急じゃないけれど、でも大事な案件というのもあって、そういったときには、もうこの迅速化、効率化というのをあまりにも優先してしまうと、例えば病院などでもパソコンに医師がずっと向かっていて、その訴えている人の表情とか話し方とか、あと周りの環境とかいうのを全然見ていないみたいな、そういったケースもあります。でも、そういったものがアセスメント事項としてとても大事になってくるので、あまり早く情報を入れなければとかいうのに、そこばかりにならないようにというのはお願いしたいなと思います。

そういった判断材料、周囲の様子とか見るというのは判断材料になるだけじゃなくて、信頼関係にもつながると思いますので、現場で実際にどういうふうにか、対応していくのか、みんなに本当に迅速化で求めていくのかとか、何か今手書きでやっているって言っていたんですけども、そうですね、これは1人で手書きで書いて、帰ったら書類作成しているとかいうことなのかと思うので、その辺ちょっと今との違いというのをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センターでは、面談や聞き取りで訪問する際なんですけれども、必ず担当者とサブの担当の2名で対応をしております、児童や保護者と面接をする際、1人が相手の顔を見ながら質疑応答して、残りの1人がメモを取るといった形で役割分担を行っております。

委員、今ご指摘いただいたとおり、話しているときに相手を見て真摯に対応すること、あるいは話している表情や目線を観察するということは大変重要であるというふうに認識しております。本サービスを導入した後もメモの取り方が手書きからタブレットに替わるという、変更するだけでございますので、相手を見てやり取りをするというところは継続してまいります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。理解しました。

○委員長 じゃあ、弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 次の(2)のスーパーバイザーの増員というところでお伺いします。これも本当に専門の方に来ていただくというのはすごくいいことだなというのを思っておりまして、その上で、これはどのぐらいの頻度で来たり、相談できること、何か項目だったり、その辺り、どのぐらいよくというか、変更のポイントなどを教えていただけますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 来年度、新たに1名に依頼をするこちらのスーパーバイザーなんですけれども、年12回、時間にして18時間を予算計上しております。うち対面での相談を1回3時間、年3回の9時間としておりまして、残りの9回を1回当たり1時間、オンラインで相談を実施する予定でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 こちらもすごくいいことだなと思っているんですけど、とはいえ、増えてはいるんですけど、限られた時間ではあるので、例えばもう事前に質問したい項目をしっかりとめるとか、その辺りは当然されると思うんですけど、本当に効果的な時間にしていただいて、さらによりよいものにしていただきたいと思います。以上です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。業務効率化は大変重要だなと思います。医療訪問看護の世界でも訪問者先でタブレットでやって、手書きなくしていきましょみたいなのも進んでいますから、時代なんだろうなと思います。

ただ、一方で、その個人情報を扱うので、タブレットの管理については、万が一ですけど、何か紛失の場合ですとか、その辺も多分お考えでしょうから、その辺はちゃんと考えていただきたいんですが、いかがですかね。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 ただいまご質問いただきましたタブレットを落とし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

た際の物理的な流出というところについてお答えいたします。

まず、タブレットの基本的なセキュリティ対策として、アンロック時であるとか、アプリにログインをする際、指紋認証またはパスワード認証というのが必要となってございます。ですので、まず、アプリを開く前にも指紋でないと開かないといったようなところになりますので、落とした際になかなか開きづらいという点はございます。

また、情報はクラウド保存となりまして、端末にはデータを残さなくてよいということになっておりますので、万が一紛失した際には遠隔での初期化というのもできるようになってございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。

あとは、よくあるのが多分、項目でチェックしていったら文書ができるみたいな感じだと思うんです、よくあるケースごとになっているパターンだと思うんですけど、そのときにどうしても、この後の案件にも出てくるんですけど、見過ごされがちなボタンにないその他の部分というのはぜひ皆さん、面倒くさくなってしまうんですけど、ボタンになればなるほど、そこがやはり一番大事になるのかなと思うので、その辺はぜひ周知して、積極的にやってほしいと思います。要望で終わります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、拝野委員が聞いてくれたので、個人情報の漏えいを防止する対策という点で、落としたときとか、あとそのクラウド保存だとか、こういうので聞きました。あと、インターネットとつながっていないシステムだということで、その辺は大分ちょっとほっとしたところですけども、扱っている情報がセンシティブなだけに、これについてはもう慎重に慎重を期さなければいけないというふうに思います。

私はいつもこれ気になるのは、ICTの会社が保有するわけですよ、区民情報をね。それで、そういう点では、この区民の個人情報とか知的財産というかな、知的資産の所有権というのはどこにあるんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 先ほど答弁いたしましたとおり、導入予定のサービスなんですけれども、アプリ上で記録した情報はクラウド上に保管をされます。国の個人情報保護委員会が出しております個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドというのがございまして、そちらでは行政機関等が保有している個人情報には行政機関等が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的に当該個人情報がその事業者が管理するサーバー上に保管されている場合にあっても、これに含まれるというふうに規定をされておりますので、区の情報であるというふうに認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それはすごく大事なところなんですよ。アプリは時々皮肉るのでアプリ行

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

政やめろって言うわけだけれど、ただ、もうある程度必要なところというのは確かに出てきていることは否定しないです。ただ、やはりじゃあその知的財産権が誰にあるのかと、知的財産権というか、個人のプライバシーに関わる情報は、やはり行政に責任があるわけですね、今、課長が答弁あったようにですね。そういう点では、じゃあその情報、それが個人情報委の話がありましたけれど、しかし実態的にはそこに自分の情報がどんな保管されてクラウド上に残っているのかというのは開示されるんですか、その当人には。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 詳細につきましては総務課との調整になってくるかなとは思いますが、先ほど申し上げたとおり、クラウド上に保管された情報も区が保有する情報でございますので、区民の方は通常の請求方法と同様に、個人情報保護法に基づき開示請求をした上で対応が可能であると。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 一般質問でちょっと情報公開の問題をやらせてもらいましたけれど、そこですごく大事なところで、やはり自分の情報がもしかして、本当に正しく保存されているのかどうかというのをまず確認し、あるいはそこで修正とか破棄、いわゆる個人情報の自分の自己コントロール権というやつですよ。あれについてというのも権利として、例えばそれがいわゆるそのＩＣＴのアプリ会社と区の間、あるいはあと区民の間で、その辺のところというのは合意されているんですか、権利がきちんとその個人の修正だとか、そういうものというのはできるということは、どうなんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 実際にこれを契約する際、事業者のほうとどういう形でそれを契約上に盛り込むのか、話をするのかということはあるかとは思いますが、法律の解釈といたしまして、先ほど申し上げたとおり、こちらクラウド上にあるものも区の情報ということで、個人情報保護法に基づいた開示請求及びその後の訂正であるとか、利用停止請求というところは権利としてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 個人情報保護法が改悪されて、非常に自分たちの情報がどう扱われているのか分かりにくくなってきて、１個１個そのなかなか、例えば個人情報保護の審査会も年に１回、形式的に開かれるぐらいの程度になってしまっているという点では、ここのところはどんな区民でも、やはりこれは権利としてあるんだということは、やはりこれはしっかりと周知していただきたいということだけ申し上げて、終わります。

○委員長 ほかに。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、令和7年度における子育て支援サービスの充実について、子ども家庭支援センター長、報告願います。

子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 続きまして、令和7年度における子育て支援サービスの充実について、説明をいたします。資料3をご覧ください。

項番1、概要です。子育て家庭を取り巻く環境の変化によって子育ての不安や負担が高まっている状況を踏まえ、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。

項番2、事業概要です。（1）協力家庭ショートステイ事業の開始をご覧ください。昨年4月の児童福祉法改正を踏まえ、現在の施設におけるショートステイ事業に加え、協力家庭の自宅で子供を預かる協力家庭ショートステイ事業を開始いたします。協力家庭の登録要件は資料記載のとおりですが、区内在住や年齢要件等に加え、子供の養育に関する資格や東京都の養育家庭に登録している方などを対象としており、区が指定する研修の受講も要件として規定する予定です。

次に、（2）子育て情報案内システムの導入です。利用者が簡単な質問に回答することで、ご自身に合った子育て支援サービスや手続をホームページ上で案内するサービスを新たに導入いたします。案内する手続は、一時預かり事業など資料記載の手続となります。

恐れ入ります、2ページ目をご覧ください。次に、（3）養育支援ヘルパーの充実です。昨年4月の児童福祉法改正により子育て世帯訪問支援事業が新設され、事業者の役割が増加したほか、対応時間の延長を要望する利用者の声を踏まえ、資料記載のとおり、区から事業者に支払う単価や事務管理費の総額、夜間時間枠の延長を行います。

次に、（4）ベビーシッター利用支援事業の継続です。ベビーシッター利用支援事業は、コロナ禍の令和4年7月に開始し、事業実施期間を今年度末までとしておりましたが、事業実績を踏まえ、令和7年4月以降も継続いたします。

続きまして、項番3、予算額（案）をご覧ください。資料記載のとおり、歳入額として1億4,412万円を、歳出額として1億4,900万8,000円を計上しております。

最後に、項番4、今後の予定をご覧ください。4月から養育支援ヘルパーの夜間時間枠を延長するほか、ベビーシッター利用支援事業を継続いたします。8月から子育て情報案内を開始し、10月から協力家庭ショートステイ事業を開始する予定です。

説明は以上となります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 1点お伺いします。2番の事業概要のこの子育て情報案内システムの導入というところになりますが、これは簡単な質問に答えていくだけでたどり着けるというのは、実際利用者からしたらすごく助かる新しいサービスだなと思います。

ただ、これ実際に区民の方が活用する際は、このシステム、どのようにしていったらこのシ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

システムのところにたどり着けるのか、その流れって教えていただけますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 本サービスなんですけれども、サービス提供事業者が提供するソフトをインターネット経由で利用する、いわゆるSaaS利用と言われているものを想定しております。既に導入している自治体では、区公式ホームページにその外部サイトのリンクを貼りまして、そこから遷移する方法を取っておりますので、本区でも同様の運用を予定しております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 なるほど、これはただ、台東区のホームページのところまでまず検索していただければ、そこから見つけることはできると思うんですけれど、なかなか検索方法が分からないとか、いろいろなことでたどり着けないこともあるかと思うんですけれど、実際、本当にすばらしいシステムではありますので、より多くの方に利用していただきたいなと思います。そこで何か工夫されるようなことって今、予定ありますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 実際に利用される方が本システムにアクセスしやすくなる工夫という観点でお答えいたします。

現在インターネットで区の事業を見つける場合、区の公式ホームページのトップページから探していく方というよりも、直接検索エンジンにキーワードを入力して検索する方のほうが多いかなというふうに認識をしております。検索した方が本システムにたどり着けるよう、先ほども答弁いたしましたとおり、外部サイトのリンクを貼って、そこから遷移する方法を取ってまいりますので、区公式ホームページの各事業のページの分かりやすい場所にはなるべく多くリンクを貼って、導いていきたいというふうに考えております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。

（「関連」「私も関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 今、弓矢委員のほうからお話あったんですけれど、このユーザビリティの部分で、やはりそのリンクを貼ってとかいう工夫は必要なんですけれども、システムの設計自体においても、いかにクリック数を少なくするかとか、そういった部分ってすごく工夫が必要なんです。やはりその辺のユーザビリティのところという部分で簡素化しつつ、なおかつ便利なものというところが求められていくのかなというふうに思っているんですが、そこに関して要件設定等で、あくまでこの開発ってベースがあって外注等だとは思っているんですけれども、どのように考えているかお聞かせください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 先ほどの答弁と若干かぶってしまうんですけど、こちらの導入するものは既に出来上がっているサービスをそのまま利用するSaaS利用というものを予定しております。

ただし、その案内する事業にたどり着くのに質問に答えていただくんですけども、その質問に幾つ答えるか、あるいはどういった質問に答えるかというところは区側で設定をしていくことになります。ですので、今、委員ご指摘いただいたとおり、なるべく質問数を少なく、自分ができる事業にたどり着くという観点は大変大事になってまいりますので、本契約をした後、そこの設計をしていくということも含めて、予定のところで稼働開始を8月にさせていただいておりますので、その4月から8月までの間に設定をしていきたいと考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。これ、この内容自体は私、本当すごく期待してまして、以前に質問で、やはりサービスが多様化し過ぎて、だんだん細目化し過ぎて、どれを選んでいいかわからないという状態が発生しているというのは前々からも、ずっと従来からも主張させていただいている中での一つのソリューションだと思っていますので、非常に期待しております。

もう1点、ちょっと補足としてつけると、一般質問のときに岡田議員のほうからスポーツ施設のことの質問があったんですけど、それと同様のことを実は子育て関連とかにも言えると思ってまして、やはり様々な登録、複数の幾つものサービスを使うに当たって登録が必要という部分もあったりするので、そういったところの統合というのもちょうと今後の検討課題として加えていただきたいなというところを要望だけして終わります。以上です。

○委員長 関連。

石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。一つ確認したいんですが、こちらのシステムは外国語とかには対応していますか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 度々の答弁で申し訳ございませんが、システム、こちらのものはもういわゆるSaaS利用ということで、出来上がっているものを導入することになりますので、サービスそのものが外国語に対応しているかどうかということに関わってまいります。

なお、予算要求に当たって導入を検討したサービスがございますが、そちらは外国語には対応しておりませんでした。なお、こちら委員会でご了承いただいた後は、プロポーザルによって事業者を決めてまいりますので、その中で確認はしていきたいと考えております。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。事業所さんのほうでもこちらってすごい便利なも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のだと思っていて、手厚い保育するために、やはり合うことって大切だと思っていて、全てが
手続、ここでできますというふうにする必要は私はないと思っているんですけども、ぜひ外
国人の方も増えてきたので、そちらも検討していただいて、スムーズにその自分が使いたいも
ののところにすぐに行けるようなものにしていただきたいと要望して終わります。以上
です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 システムのところは大体、今皆さんから出たので、それ以外のところで、
私もこのシステムに大変期待しておりますが、私によく来るのが、母子手帳をもらうときにこ
れぐらい分厚い資料をみんなもらうということで、それをもらったんですけど、やはり紙が
ばらばらで、みんな捨ててしまうと。結局すごい重要な資料だし、各所管から集めた資料だ
と思うんですけど、これなどのデータなどはこの新しいシステムの中に今予定されているのか、
子育て情報案内システムの導入に対象となっているのかをお伺いしたいんですが。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 こちらにまず、来年度導入する中での案内手続は、
資料記載のとおり、一時預かり事業から子供に関する手当、助成に関する手続となっております
して、今ご質問いただきました母子手帳に関するところは来年度の時点では入ってございませ
ん。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 ぜひ多分、今の妊婦さんもこういうのはシステムとか得意だと思いますの
で、そちらのほうを導入していただいて、ペーパーレスにもつなげていただければと要望をさ
せていただきます。以上です。

○委員長 関連。

◆松尾伸子 委員 関連じゃないです。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 協力家庭ショートステイ事業の開始のところで伺いたいのですが、一つ協
力家庭の登録要件として、適切な広さの住居を確保していることということで、これ何か基準
的なものはもちろんあるんですね。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 今ご指摘いただいたとおり、協力家庭の登録要件の
中に適切な広さの住居を確保していることというのがございます。内規としてこれぐらいの
いうところは定める予定ではございますが、1件1件、申請いただいた際にはご自宅の確認を
させていただきまして、そこで確認をさせていただくという、ある程度柔軟な対応をさせてい
ただきたいというふうに考えてございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 訪問していただけるということを伺えたので、しっかり確認していただける、環境的に安全に安心して預かっていただけるということが大事ですので、分かりました。

もう一つ、該当するものとしてということで、上記に準ずるものとして認められるものというところが、私がちょっと気になりましてですね。ここに関しましては、下に区が指定する研修を受講していることというのものもあるんですけども、これがどんな研修を受けられるのか教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 こちらの研修なんですけれども、現時点では救命救急の講習、それから家庭内の安全環境整備ができていくかといった研修、あとは食品衛生管理の研修、この3つは必須として考えてございます。そういった今申し上げましたような研修を受けていただくことで、資格等がなかった場合であっても広く募集をかけて協力いただければというふうに考えてございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 短期であっても、本当に保育ニーズ、かなりやはりあると思います。とにかく安心して安全にこの事業が進めていかれることを本当に切に願いますので、講習1回受けただけだと、なかなか理解が深まっているかという、ちょっと心配な部分もあると思います。定期的にやはりこの何かそれを継続的に、その預かる方がしっかり分かっているような体制というのも必要じゃないかなというふうに思いますので、要望させていただきます。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 すみません、事業概要の1と3についてお伺いしたいと思います。今、1のほうは松尾委員からもあったように、ちょっと適切な広さのところで、ほかの自治体を見ますと、具体的に平米数とかも書いてあるところがあったので、どうなのかなと思ったんですけども、実際に広くてもいろいろ物が散乱していたら意味がないし、狭くてもきれいにされていたりとか、あまり家具がなかったりすれば広いしみたいところで、どうなのかなと思っていたので、今確認できました。

もう一つは、この施設における事業と、自宅で預かる場合の利用する側の要件みたいなのは同じなんでしょうか。あと、利用料金などや減免制度みたいなのも施設と自宅の場合、同じなのか、ちょっと聞かせてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 利用要件につきましては、基本的に施設におけるショートステイ事業と同様となっております。具体的に申し上げますと、対象は保護者の疾病や出産、仕事のほか、育児疲れや育児不安等で養育が困難な場合も利用が可能で、2歳から18歳未満のお子様を対象となっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

利用料金につきましては1泊2日の利用で6,000円とさせていただいております。生活保護受給世帯は全額免除、非課税世帯は半額の3,000円としております。ただし、利用日数につきましては一月当たりの利用上限回数、これまで同様6泊7日、施設と合わせて6泊7日というふうにしておりますが、1回当たりの利用日数は2泊3日を限度というふうにさせていただきたいと考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

もう一つの3番の養育支援ヘルパーの充実なんですけれども、こちら子育て世帯訪問支援事業が新設されて、事業者の役割が増加したと書いてあるんですけれども、ちょっとこちらの事業名に値するものが台東区のホームページ見ても分かりかねたので、こういったものを具体的に教えていただきたいのと、増加した役割、どういう役割が増加したのかもちょっと踏まえて教えていただけたらと思います。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 こちらにつきまして、養育支援ヘルパーなんですけれども、事業実施要綱におきまして、台東区要保護児童支援ネットワークにおいて、養育を支援することが特に必要と診断された家庭を対象としておりまして、家事、育児の支援を行うヘルパー、それから、子ども家庭支援センターの専門相談員を派遣して、育児に関わる心身の負担軽減、子供の適切な養育を確保する事業というふうに規定をしております。インターネット上には、先ほど申し上げたとおり、対象者が限定をされておりますので、載せてはございません。具体的なサービス内容は、支援計画に基づく相談、支援、家事援助、養育支援等を行うこととなっております。今回新設されたことでの拡充した部分になりますけれども、基本的にヘルパーさんであったり、専門相談員が行うことというのは大きく変更はございませんが、1点、事業者のほうに大きく変わりましたのが、家庭での状況ですね、そういったものを区のほうに情報提供すると、そういった打合せの機会を設けるといったところが追加をされてございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。要保護支援ネットワークに該当する方が対象となるということで、一般向けにはこちらは入っていないということが分かりました。ありがとうございます。

報告事項について、了承です。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 私からは、(4)のベビーシッターについてお伺いしたいんですけれども、こちら、継続になってくれてよかったなということをまず上げたいと思います。

その上で、ご存じかもしれないんですが、いわゆる便乗値上げが最近行われているという状況を把握されていますでしょうか。もうちょっと言うと、私も利用している業者さん、幾つか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あるんですけれど、このベビーシッター支援事業を使う場合とそうじゃない場合で値段が違うようになったんですよ。つい最近の話です。そういうことを把握されているのか、あるいは、それを区として、都の事業だからということあるかもしれません、問題視しているとか、そういうことはないのかということについてお聞かせください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 ただいまご指摘いただいた点なんですけれど、申し訳ございません、ちょっと子ども家庭支援センターとしては把握をしておりませんでしたので、東京都のほうへの確認等をさせていただければと思います。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 一応事実を確認していただいて、余りひどいようだったら、ちょっと東京都に意見上げていただいたりしたいなというふうに考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ほかに。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。午後は1時5分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時04分再開

○委員長 ただいまから、子育て・若者支援特別委員会を再開いたします。

○委員長 初めに、児童保育課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

児童保育課長。

◎大塚美奈子 児童保育課長 午前中の宿舎借り上げ支援事業に係る陳情の審議の際に、本目副委員長から例年6月の本委員会で報告している4月入所の企業主導型保育事業の園児数は全て区民なのかのご質問に対し、私から区内8施設における園児数で全て区民とは限らないと答弁いたしましたが、正しくは、区内、区外の企業主導型保育所を利用している区民の数でございます。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほどそれと私が関連質問して、それで、いわゆる認可を申し込みながら入れなかった子供ということ、そうすると、それ、区内、区外問わず、その数は出ますよね、そうすると、時間かければ。

○委員長 児童保育課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎大塚美奈子 児童保育課長 まず、その数を出すには、台東区のほうに入園の申込みをされたということが前提になるかと思います。その子を追って行って、企業主導型に移行したという数は、逆算すれば追えなくはございません。ただ、正確な数字、それが最初から企業主導型のほうも併願している可能性もあるということで、そこの落ちたからというところかどうかというのは把握は難しいところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 何となく、今回の陳情のよかったのは、企業主導型というのは、どういうものなのかというのをみんなが共通の認識にするという点ではよかったのかなというふうに思うんですが、認可を申し込みながら入れなかった子供、あるいは待機児童の数ですね、このようなどころというのは、やはりもうちょっと実相に迫っていく必要があるのかなというふうに思いました。ごめんなさい、以上です。

○委員長 よろしいですか。

◆秋間洋 委員 はい。

○委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

○委員長 次に、女児死亡事例の検証結果について、子ども家庭支援センター長、報告願います。

子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 それでは、女児死亡事例の検証結果についてご説明いたします。

まず初めに、改めまして、お亡くなりになられた女児のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、資料4をご覧ください。

項番1、概要です。本区に在住し、要保護児童として子ども家庭支援センターが関わっていた当時4歳の女児が亡くなった事例について、今年度、東京都児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等検証部会において検証が行われ、1月28日に検証結果が公表されましたので、本日はその結果をご報告いたします。

項番2、経緯です。本件は、平成28年10月に他自治体から父、母、兄、姉が転入してきてから関わりが発生しております。なお、転入してきた時点では亡くなった本児はまだ生まれておりません。同年12月、養育困難で要保護受理をし、2年後の平成30年12月に都児童相談センターに援助要請をかけたことで、ここから都児相と連携して対応していくこととなります。平成31年1月に本児が出生しますが、同年3月に母が放火で逮捕され、本児を含めて子供3人が一時保護となります。半年後の9月に本児の一時保護が解除され、家庭復帰となり、同時に保育施設に入園します。本児は、この後、亡くなるまでの約3年半で4回転園を行います。令和3年1月には、児童相談センターによる指導が解除となり、ここで児相の関わりが終了となり、子ども家庭支援センターを中心とした地域で見守りを行う時期となります。令和4年9月には、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

当時の所属園から本児の傷あざが連続して報告され、その後、最後の転園を行った後、令和5年3月に亡くなります。約1年後の令和6年2月に、父、母が逮捕され、現在、本児を含め4人の連続殺人として警察が捜査を続けております。

項番3、検証部会による提言をご覧ください。検証部会からは、児童相談所や子ども家庭支援センター、保健所など、本件に関与した機関、それぞれの課題と改善策が示され、最後に、関係機関全体の課題と改善策が提言されています。資料2ページ目には、その中でも子ども家庭支援センターに対する課題と改善策を抜粋して表にまとめております。

2ページ目をご覧ください。検証部会からは、主に6点課題が示されており、表左側に記載をしております。1点目が家庭状況、保護者のアセスメント不足、2点目が本児の心理的アセスメント不足、3点目がケース状況変化時の再アセスメント未実施、4点目が本時の傷あざ、健康状態への確認不足、5点目が保育施設への不十分な依頼、情報共有不足、6点目がネグレクトに関する危機感の共有不足となっております。各課題に対する検証部会が示した改善策を表右側に記載をしており、例えば家庭状況、保護者のアセスメント不足につきましては、家庭状況、保護者の適切なアセスメントを実施することとされており、保護者の精神状況に不安のあるケースは特に家庭の養育力のアセスメントやリスク判断を丁寧に行う必要があるとの提言が示されました。

報告書本文を別紙1として添付しておりますので、後ほどご確認ください。

恐れ入ります、資料3ページ目をご覧ください。項番4、子ども家庭支援センターにおける取組です。検証部会からの報告書を受けて、子ども家庭支援センターとして大きく3点对応を行います。1点目が適切なアセスメントの実施、2点目が関係機関との連携強化、3点目が職員の育成です。

まず、（1）適切なアセスメントの実施として、①ケースに関わる中で状況が変化した場合の再リスクアセスメントの実施を今年度より徹底しております。②心理職による子供の心理アセスメントができる体制を今年度構築しております。③、④につきましては、先ほどご報告いたしました案件と関連いたしますが、③都児童相談センター従事経験者への相談実施、④タブレットアプリの導入を来年度行ってまいります。

次に、（2）関係機関との連携強化です。①保健サービス課、児童保育課、子ども家庭支援センターの3課による合同の振り返りを今年度実施したほか、②就学前施設等に対する児童虐待防止対応に関する改めでの周知を今後実施する予定です。③保健サービス課との合同ケース会議を今年度より開催しており、④子ども家庭支援センターと児相職員による合同研修、グループワークを来年度新たに実施いたします。⑤は、先ほどの再掲となりますが、児相センター従事経験者への相談実施を来年度より行います。

最後に、（3）職員の育成です。①センター内で本件に関する振り返りを実施し、全職員で共有をしたほか、②都児童相談センター従事経験者による研修を今年度より新たに実施しております。その他、先ほどの再掲となりますが、③児相従事経験者への相談の実施、④子ども家

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

庭支援センター職員と児相職員による合同研修、グループワークを実施いたします。

資料は以上となりますが、子ども家庭支援センターとしましては本件を重く受け止めており、同じようなことが二度と起きないよう、職員一丸となって職務に邁進していきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 ご説明ありがとうございます。

分析については、詳しくいただいているんだと思うんですけども、その上でお聞きしたいんですが、この資料の2ページ目ですね、この主に6点指摘されたということで、後から思ってみればそうだったなと思われるようなことが列挙されているんだと思います。私もこの時系列を最初いろいろとご説明聞いたり、拝見したりしたときに、ぱっと見、この辺が問題だなと思うようなことが確かに指摘されているなと思いました。その上でお聞きしたいんですが、後から見て、これが問題だったなというのはできると思うんですけども、その現場にいらっしゃる方がこうした、当時に立ち会ったときに、そういった判断をできるかどうか、何でできなかったのかということにはどのように考えていらっしゃるのか。6点全部というわけにいかないと思うんですが、まずは大まかなところでお聞きしたいと思います。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 答えいたします。

いただいた提言が多岐にわたっておりますので、その一つ一つというところもございますが、大きく申し上げますと、それぞれの現場の職員の対応したときというところでいきますと、我々、今回、振り返りを行っております、その中では、やはりこのケース、長期にわたったケースとなっております、その中で、職員も担当も何度か替わってはいるんですが、その中で、先入観といいますか、この家庭はこういう家庭だというふうに思い込んでしまっていた部分も少なからずあったのかと考えております。そういった中で、やはり取組の中でも書いておりますが、適切なアセスメントの実施というところが、その先入観であったり、長期にわたったことで欠けてしまっていた部分があったというところは振り返りを行っております、そういったところを今回の検証も含めて反省をしているところでございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 長期にわたる対応が必要で、そんなもんだという、ある種の慣れみたいなものもあったというようなお話かなと思ったんですけど、担当者というのは、継続してずっと替わっていなかったんでしょうか。あるいは、年度ごとに異動とかもあって替わったりということもあったりしたんでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本件の担当なんですけれども、先ほどの午前中のところでも申し上げましたが、子ども家庭支援センター、ケース1件につき主担当1人とサブ担当1人を充てて、常に2人で対応していただいております。サブ担当というのは、そのときによって替わることはあるんですが、主担当というのは、主に担当しておりますので、この担当の人数のところでお答えさせていただきたいと思います。こちらの件に関しましては、合計で3名が主担当として携わっております。期間でいいますと、1人が2年5か月、2人目のところが、半年受け持った後、しばらく家庭の事情で休みに入りましたので、間が空きまして、その後、1年間、合計1年6か月担当しております。最後の3人目の方が2年3か月対応していると、そういった状況でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 替わられたとはいっても、それなりに1年以上、ないしは2年以上関わられていたということで、それなりに状況をつかむ機会というのはあったと思うんですけれども、引継ぎが不十分だったとか、そういった反省はあるんでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 引継ぎにつきましては、この本件に限らず、担当が替わるときには適切に行っていると認識をしております。ただ、その中で、引継ぎというところはしっかり行ってはまいりましたが、先ほどの答弁と繰り返しにはなりますが、先入観といたしますか、思い込みのようなところで、担当が持っていた部分もございますので、そういったところは改めての再アセスメントというときの必要な視点になってくるかなというふうに考えております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 そうですね、引継ぎといっても、どこまでやるかというのはなかなか状況によっても違うので、難しい部分もあると思うんですが、1点要望というか、こうしていったらどうですかということかというと、もう少し細かく担当者に、これとこれは絶対やってくださいというのを指示するような形があってもいいのかなと思ひまして、事前のレクでもちょっとご説明はいただいたんですけれども、これ、アセスメント不足とか書かれているんですが、実際はそれなりにしていたところはしていたみたいなお話もあったとは聞いていまして、していたんだけど、それがちゃんと記録に残っていなかったとか、都にちゃんと文書で上げなければいけなかったところを上げていなかったとか、そういった事務レベル面での反省というのものもあるんじゃないかと思ひていまして、そういったことを一つ一つ細かく指示してあげることが、その職員さんを守るというか、本当はやっていただけたんだけど、そういう残念な結果になってしまったときに、ここまでやっていましたというふうに言えるとか、そういうことにつながるのかなと思ひましたので、その点だけ一つ意見させていただきます。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 報告書を読ませていただきました。様々、改善策示されている中で、今後

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

このようなことがあってはならないので、あえて言わせてもらいますけれども、一つ、重大なサインとして、子供が眠ってしまう、起こそうとしてもなかなか起きないというのがありました。二重保育をしていたので、認可外保育施設での情報と、この保育所の様子をつなぐようなことはしていたのかどうかというのは気になりました。児童の1日や週単位での状況というのを、点じゃなくて、もう線としてというふうにつながって見ると、このなかなか起きないという状況というのはちょっと異常だというふうに気づいたんじゃないかと考えています。

実際に亡くなった後、毛髪から継続的に向精神病薬を摂取していたようなという報道もありましたので、なかなか起きないという状況が単なる、先ほど先入観とおっしゃっていましたけれども、この家だからちょっと夜起きているんじゃないとか、不規則な生活なんじゃないかというような、もしかしたら先入観があったのかなって、私も、これ、先入観かもしれないんですけれども、そういったことではなく、やはりなかなか起きないというのは、子供、そういうこともあるけれども、でも、ちょっと異常だからSOSというか、サインを保育所は言っているのですが、ここちょっとすごく残念だなというふうに思いましたが、その辺、いかがでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 ただいまご質問いただいた点について、2つの視点から答弁をさせていただければと思います。

まず、当時、今、委員からご質問ありましたなかなか起きないという園から報告をいただいた際の子ども家庭支援センターの対応についてお答えいたします。令和5年1月に、当時通っていた園から連絡がありまして、ふらふらしていると、深い眠りで、起こしても起きないといった報告が2回ございました。ただ、園に訪問しての状況確認、あるいは、父への連絡等を実施していなかったというところは、今回のところでも指摘を受けているところでございます。記録が残っていないため、推測になってしまう部分もございますが、先ほどと重複するんですが、これまでの経緯から、父親が夜遅くまで働いており、その関係で本児も寝不足でこのような状態になっていると先入観で判断してしまった部分があったと考えてございます。実際、眠そうにしていたのが、薬を飲まされていた影響なのかというところは分からず、また、当時、そのようなことをちょっと疑うということ自体も難しかったとは思っておりますが、ただ、先入観を排除してリスク検討を行った上で、園の訪問や父への連絡を通して状況を確認する必要があったと、そこは深く反省をしてございます。

次に、関係機関同士の情報連携についてでございます。所属園からなかなか起きないと報告があった当時、夜間利用していた認可外保育園には、一度訪問をしており、状況の確認をしておりますが、記録上では、利用状況の確認のみになっており、子ども家庭支援センターからもっと積極的に情報収集をする姿勢が必要であったというふうに感じております。保育園等の関係機関に対して情報収集するだけではなくて、逆に子ども家庭支援センターからももっと情報を提供すべきであったというふうに現在は考えてございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。起きない状況がまさか薬を飲まされているというのは、なかなか思いつかないかもしれないんですけども、やはり健康的には異常な状態なんだということがどこかでアセスメントできればなというふうには思いますので、対策のところにも出ていますけれども、令和6年から子家センと保健サービス課による合同ケース会議というのを毎月開催されているようなので、そういったところも改めて対策ができているんだろうなというふうに思います。

もう一つは、ここに関わってきた職員の方とか所属の部署で、逆に職員さんが今回のことですごく気を落としてしまって、何かちょっと職員さんのケアが必要になっているような状況はないでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 本件に関わった職員だけではなく、今回のこと、子ども家庭支援センター職員全員で重く受け止めております。そういった面では、当然影響はありますが、例えばそれで休みに入っているとか、そういった職員はいない状況でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。報告ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかに。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうですね、どこからどういうふうに言うかあれなんですけど、先週の東京新聞で、社会面のトップにこの問題が出ました。この報道は、一時保護の解除条件である家庭訪問に踏み込まずという、そういうふうな捉え方でしたけれども、この時系列を見ると、令和元年の10月から令和3年の1月の児相が手放すまでは、子家センが月1回の家庭訪問を行っていますよね。だから、私はこれはちょっと新聞記事はミス、東京新聞は誤報だというふうに思いますが、このときって、一番、系統的にうちに行かれているんですけど、このとき、父母等の状況がどうだったのかという、その辺の記録はあるんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センターでは、本家庭が転入してきた平成28年から家庭訪問や所属訪問、電話連絡等での見守り支援を行っておりまして、ただいまご質問いただきました本児が家庭復帰したときから児相の指導が終了するまでの期間についても同様に家庭訪問等を実施しておりました。そのときの父母の状況についてですけども、母親とはほとんど話をすることができませんでした。父とのやり取りがメインとなっておりましたが、母とはほとんど話ができていなかったというような状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 やはり母親がキーパーソンになっているわけですけども、同じく、この子供さんが一時保護を解除して、家庭復帰した際、令和元年9月に、そのときの約束として、母

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

親の精神科への通院というのが約束のうちの3つのうちの1つだったわけですね。このときにこの約束があったことについて、保健所は知っていたのか、これについて対応していたのか、これについてはどうですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 お答えいたします。

保健サービス課といたしましては、こちら、本児の復帰時の約束事としては把握しておりまして、保健サービス課としましては、本家庭が転入したときから児の成長の見守りと保護者の医療の継続支援を行ってまいりました。復帰前に、父母に対しまして家庭訪問いたしまして、そのときにも受診の確認はしているところでございます。その復帰後につきましては、子供の健診の機会を捉えてのそういった子供の見守りが中心となりまして、父母への積極的な受診勧奨、確認等はなかなか記録上では把握できなかったというところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そのところは反省すべきじゃないですかね。一番のネックじゃないかなと私は思っています。というのは、子供のはある程度システムがありますもんね。だけれど、母親のというのは、その人の自覚が、精神科に行くかどうかはその人の自覚に任せてしまうところがある。行ってくださいということは何回も言ったかもしれないけれども。しかも、先ほどセンター長からあったように、母親と会えていないわけ——会えていないんじゃないんだ、母親から話は聞けていないという、そういう報告というのは受けているんですか、保健所は。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、連絡は受けておりまして、保健サービス課も同様の状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 情報は共有していたわけですね。ただ、手を打たなかった。これは重大だと思うんですね、私はね、やはり。完全に母親がこれはネックになっているわけです。この総括文書もそうなっていますよね。だから、今後の対応として、保健所、こういうケースの場合に保健所がケース会議に入っていくということを確認しているので、これはこれで、もう絶対やってほしいんですが、体制の問題とか、人手不足の問題あると思うけれども、でも、やはりそこについては、一つの一番、安定期、最後のほうはもう駄目だよ——駄目と言っちゃいけない、もうだって、子供にあざだらけだもんね、最後のほうはね。だけれど、このときというのは、1年3か月ぐらいの間というのは、毎月、子家センが訪問しながら、母親から言葉を聞けないというのが続いているわけですから、1年以上。ここで手を打たなかったというか、おかしいといってならなかった判断がなぜだったのかは、やはり掘り下げないといけないんじゃないかなと。私は、この東京新聞の報道は、これは間違っていますよ、正確じゃないですよ、事実どおりじゃないです。だけれども、やはりこう言われても仕方がないぐらいの対応だったんじゃないかなというふうに思いますね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あと、報告書の5で、ページ5ですけれども、報告書の5ページですけれど、児相は、子家センから傷あざについて口頭で報告されていたと。6ページでは、逆に子家センは、組織として援助要請を行うことができなかったというふうにしているんですね。これって、もう露骨に、このケースで児相が軽視していたとか、軽く見ていたという、そういうのが、児相は反省していますけれどね、しています。あと、子家センは何となく口頭では言ったけれども、文書出さなかったって、何か児相への遠慮みたいなのが見てとれるんですけれども、なぜこんなことになるんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 すみません、まず、事実の確認のほうからさせていただければと思います。まず、令和3年1月に児童相談所による児童福祉指導が解除された後、父親から家庭訪問を拒否されたとき、あるいは、所属園で傷あざが連続して報告されるなど、ケース状況が変化した際に、子ども家庭支援センターから児童相談所には口頭で報告を行っておりますが、正式な文書での援助要請は行っておりません。口頭での報告に対して、児相が調査しなかったことというのは、先ほど委員のほうからも児相のケース軽視ではないかというようなご指摘もございましたが、そちらについては、検証部会からも提言がされておりまして、私の立場でお答えできるものではございませんので、ちょっと答弁のほうは控えさせていただければと思いますが、一方で、子ども家庭支援センターの対応を振り返りますと、今回、検証部会からの提言にもありますとおり、まずは、再アセスメントを実施した上で、児相に対して援助要請や送致を組織的に正式な文書で行うべきであったというふうに感じております。当時、正式な要請を行わなかった理由というところが記録にも残っていないため、こちらも推測となってしまいますが、援助要請をするに当たり、書面を出す前に断られるということも、このケースに限らずございまして、よほどのことがない限り、自分たちで対応するしかないというふうに職員の先入観が働いていた面もあったのではないかと考えてございますが、子供の安全確保という大切な目的のためには、子ども家庭支援センターと児童相談所がより密に連携を取っていくと、そういった関係性を構築していく必要があるというところは改めて強く感じてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の所長のというのは、率直、素直なあれですよ。これは勇気を持って認めなければいけないと思うんです。これだけ、命、亡くなったわけですから。だけれど、児相に文書で出すことがはばかれるという現実があったわけですね。今、聞いた。それは受けてもらえないことが多いからだって。これは児相の責任重大でしょう。やはりそういうふう子家センに思わせていたのが日常的にあったということですから。私、この委員会で、前々回だったな、これ、報告、最初に、前のセンター長にされたときに、都児相の責任というのは重大だと。区は検証に関わっていくけれども、都児相が最大の責任があるんですよ、これ。権力行政あるんだから。あと、保健所もありますね、権力行政というか、ちょっと精神保健がどうかという

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のはいろいろあるかもしれないけれども。子家センはないですよ、権力は、率直言って。コーディネートする、あるいは、アセスをきちんとやるという、アセス不足はこれは当然のこと、反省するわけだけれども、しかし、今、子家センはどちらに行ったら、別に子家センの肩持つわけじゃないよ。だけれども、どちらに行ったら行き場がないという、そういう実態というのが、私は何となくほの見えてくるなという感じがあるんですね。

私、この今回の東京都の報告の一番最初にある平成20年6月から東京都児童福祉審議会の下に、児童虐待死亡事件等検証部会というのを設けて、そして、この死亡事例の未然防止、再発防止に向けて第三者による検証を実施しているというんで、平成20年からの資料、全部は出さない、全部は読んでいないですけど、ずっと長くあるわけですよ。これ見て、私は愕然としたのは、例えば令和だけでいえば、令和の元年、これは、このときは8事例、子供が9人亡くなっている。令和の2年、17事例、18人亡くなっている。令和3年15事例、19人亡くなっているんですね、子供がね。この事例を検証しているんですよ。特に深刻な事例、江戸川と足立の事件、そして今度の台東の事件。台東が3例目ですけど、この深刻な事件については、深掘りをして、そして次に生かそうということでやられているわけですよ。十数件ずつ、毎年のように出てきた、この中に台東区で検証の対象になった事例というのはあるんですか、今回が初めてなんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 これまで台東区での事例はなく、今回が初めての対象となります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ちょっとそれ聞いて、少しほっとするんですね。だけれど、これだけ起きているというのは愕然とするわけですけども、こういう検証結果が年度ごとに出るたびに、例えば子家センとか、あるいは当該の部署で、どんな学びをするとか、どういうふう to 受け止めをするとかって、何かやっているんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 委員ご指摘のとおり、平成20年度から開始しております本検証ですけども、毎年度、東京都福祉局のホームページにおいて検証結果が公表されておまして、現在、令和4年度までの15年分が公表されており、報告書の作りは今回と同様、関係する機関ごとに課題と改善策が示されているような、そういった報告となっております。この報告書は、冊子となって毎年度、子ども家庭支援センターにも配付されてまいります。でするので、冊子のほうは回覧をしまして、相談員全員が必ず目を通すと、そういった内容の確認を行っているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 足立の例なんで、これ、長々となると、もう大変なことになりますけれど、いまだに遺体が見つかっていない、そういう子供の死亡の遺体が見つかっていない事件ありま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すけれども、このときは児相が担当だったケースなんですね、最後はね。うちみたいに子家センじゃないわけです。だけれど、このときの見ても、ずっとやはり先入観、あと、子家セン側からすると児相がいるから、児相側からすると、何て言っていたかな、ちょっと。とにかくそのもたれ合いみたいなものが物すごく見えるんですね。こういう何十ケースもあって、同じことを、全部ケースは違いますよ、全部ケースは違いますし、対象の子供たちの年も違えば、親の状態も違えば、独り親の場合もあれば、いろいろな場合がありますけれど、でも、基本的にやるのは、先ほどあったみたいに、予見とか先入観、あと、もたれ合いなんですよ。ここのところをやはりなくさない。今回、そういうことをなくそうと言っていますよね。だから、そこのところは大事なんですけれど、私、先ほどもセンター長の言葉で率直なところがあったんで、私はそれを本当に逆に評価するんですけれど、現場がもうとにかく手いっぱいという状況というのが、大分、事務も、先ほどアプリ入れたりでやるということだけれど、合理化には限度があると。生身の人間に対応しているわけで、そういう点では、やはりどうしても、もう子ども家庭支援センターの体制、先ほど木村委員からあった、誰が担当していたんですかというのがありましたけれど、大体に2年ちょいぐらい担当して、3人の方が。この3人の方ですけれど、これは常勤職員さんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 3名のうち2名が会計年度任用職員、1名が常勤となります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これ、調べました。とにかく子家センは非常勤で成り立っているんです、会計年度で。確かに増やしていますよ、体制ね。この子供さんに関わった年度でいうと、ずっと、子供さんというか、お兄ちゃん、お姉ちゃんというか、兄弟のところから関わっている、平成28年から8年の中で、子家センの職員の体制をちょっと調べました。これですね、当初の28年のときには、事務の方が2人で、そして、広場の人は別ね、広場はあれ、遊び広場は別ですけれど、現場で関わっている人7人。そのときに会計年度が8人ということで、会計年度の方のほう現場に関わっているんですよ、これ。それがずっと続きます、大体。7人に対して8人、それで、次の年、平成30年ののが8人に対して9人、31年は同じになります、10人、10人。令和2年が13人、13人、同じ。だから、最初はもう会計年度のほうが多かったのが、今は大体同じぐらいの人数。若干、常勤のほうは今多いかなという感じですね。先ほどのケース、このケースで、3人の関わった、主に関わる相談員のうち2人は非常勤だった。やはり、もちろんみんな、私も何人か、この間、お世話になった方います。物すごいすばらしいです、非常勤の方。本当に親身ですね。ここまで子供たちのためにできるかというふうに私も端から見て思いました。本当に、その子供だけじゃなくて、その兄弟のことまでいつも想像しながら仕事をしているというケースを見て、だから、頭下がるんですけれど、しかし、残念ながら、5年以上、子家センで勤めている人の割合というのはぐっと減っているんですね。今1人だけです。前は3

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

人いました。つまり、会計年度任用は1年交代が原則ですから、そういう不安定な身分の中で、今回のこういう引継ぎの問題でも、それはやはり関係がないと言えないんじゃないかと。

私はやはり安定的な体制、そして、専門職としての常勤職員の比重を高めること、あと、こういうケースって、今いる14人ですか、14人の非常勤のうち13人女性ですから、男性1人だけでしょ。やはり結構な修羅場ってありますよね。やはり男性職員を増やしていく。先ほどの保育士の問題もそうだけれど、こういうケアワークは女性の仕事の専門職じゃないんだから、これ。男性もきちんと雇用して、ベテランをつくっていくという、そういう人事、こういうことについて高めるべきじゃないんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 ただいまご質問いただいた中で、常勤会計年度任用職員の件と男女の件があったかと認識しております。

まず、常勤と会計年度任用職員につきましては、子ども家庭支援センターでは、子供と家庭に対する相談対応、ケースワークですね、業務を行うことを業務内容として、社会福祉士や保健師など、いずれかの資格を持っていることを要件に会計年度任用職員の専門相談員募集を行っておりまして、会計年度任用職員も専門知識を持った重要な戦力と認識をしてございます。

また、女性、男性のところに关しましては、委員ご指摘のような点も視点としてはあるかもしれませんが、我々としましては、そこで女性、男性というところの差はなく、今いる職員も含めて、貴重な戦力というふうに認識をしております。

ただし、今後、児童福祉業務、質、量ともにさらに増加していくことを想定されますので、今後の状況に応じて、常勤職員、会計年度、関係なく、また、男女の関係なく、増員のところは検討していきたいと考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひお願いしたいなと思います。

私、今回の問題、先ほどの児相と子家センのもたれ合い、あるいは、もっと私は責任を感じてほしいのは、児相と保健所ですよ、率直言って。母親がキーパーソンだったわけですから、ここに気づいて、ケース会議には必ず参加すると。これは子家センが呼ばなかったからと言われてしまうかもしれないけれど、でも、そういう権力がある、一定持つところというのは、やはりきちんと想像して、ただ、体制が薄いというの、保健所だって大変です。こんなに子供のメニューが増えちゃって、事業が増えちゃって、私はあんなにやるべきかなって、率直言ったら思うぐらいなの、今日、先ほどあったの、3つぐらい要らないんじゃないかと思うぐらい。むしろ、職員がこういう事例を起こさないために、保健師さんも、保健所は常勤職員が保健師増えましたよ、率直言って。子家センとちょっと違って、常勤の比率が増えた。だけれど、その辺のところというのは、私、本当に感じましたね。

最後ですけど、やはりこうなってきたら、もたれ合いなくすには、児相など要らないわけだから、台東区で児相つくるしかないじゃないですか。この児相の区運営というのは、2定に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のせるような具体化についてはいかがですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 現在、23区では、都児相が管轄している区と、あるいは区児相を設置している区が混在している状況となっております。本区においても、令和5年に策定いたしました長期総合計画に記載しているとおり、児童相談所の設置に向けて検討している状況でございます。大切なことは、子供の安全安心につなげるために、先ほど委員からもありましたけれども、役割が異なる子ども家庭支援センターと児童相談所双方が連携、協力していくことだというふうに認識しております。現時点では、日本堤子ども家庭支援センター内に設置しております当児童相談センターのサテライトも活用しながら、児相との連携をより密にして、一つ一つのケースに全力で対応していきたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 連携がもたれ合いにならないようにね。私は連携という言葉はきれいだけれども、お互いに責任回避という面もあるんですよ、下手すると。これは余り。だから、そのところというのは、本当に今回の問題でというのを感じました。そういう点では、子家センの体制、常勤体制等の強化と児相への移行というのを真剣にやはり考えるときに来たんじゃないかというのが全体からしての感じです。

ただ、今この日本だったら起きますよ、こんな政治だから。もう弱肉強食ね。先ほどの派遣じゃないけれども、本当に保育を商売にする、そういう、どんどん派遣労働を増やして、貧困家庭を増やす、そういう政治があったら、こういう最前線で頑張っている皆さんは本当にあれですよ。次から次へこういう事件起きますよ、今みたいな状態だったら。もうやはり政治、根本を変えないと駄目だというのは基本だということは申し上げて、終わります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 すみません、私も秋間委員と結構近い意見なんですけれども、まず、この報告書については、決して個人の責任追及や批判を目的としたものではなく、未然防止、再発防止に向けた改善策を見いだすためのものであることを強調したいという、これは一番大前提の上での今日、議論だったのかなと思っておりますと。具体的に改善策というのを見ていくと、例えば5ページにおいては、必要に応じて保健機関に相談しながら、この必要に応じてという時点で、もうこれ、個人の裁量に委ねられてしまうとか、7ページも家庭の状況、保護者の適切なアセスメント、保護者の保育歴の聞き取りや家庭の養育力のアセスメント、リスク判断等を丁寧に行う必要がある、この丁寧というのはどれぐらいのものなのかという、結局、秋間先生と一緒に、綿密にとか、丁寧に、慎重に、連携して、これ、面、すごくいい言葉なんですけれども、どこまでこれをブレイクダウンしていくのかなというのは結構大事なポイントなんじゃないかなと個人的には思っていますと。保健福祉局のホームページ、私も見まして、この報告書、平成20年度から報告書があって、21年は江戸川、27年、足立もございました。足立の報告書によれば、児童相談所や地域の複数の関係機関が本家庭に関わっていたが、それぞれの機

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

関が不適切な養育や虐待を疑わせるようなエピソードを把握しながらも、個別ケース検討会議が開催されず、虐待の共通認識を持つこともできない状況が続く中で、痛ましい結果になってしまった。また、保護者からの本児の一時保護や養育等に関する相談がありながら、一時保護所の入所状況や保護者が来所しないなどにより支援が実施されなかったが、児童相談所や関係機関のその後のフォローは十分とは言えない状況のものがあつた。要保護児童対策地域協議会の活用により、各機関が持つ情報や危機意識を共有し、それぞれのリスクアセスメントの視点に反映されることの重要性をこれまでの検証でも指摘しているが、改めて認識されることを望むという書き方してしまっていて、これが平成28年ですから、今回の件のちょっと数年前の話。でも、実際はまた起こってしまった。この報告書見ていて思うのは、文書のほとんど、やはり個人の資質、研修もそうなんですけれども、にちょっと大分寄っているなという気がしています。チームになっても、協議会になっても一緒に、中心人物とか、リーダーの資質によって、全体の判断が決まってしまうと思うんですね。

その上で、本区においては、最後、質問なんですけれど、児童虐待死亡ゼロを目指した支援の在り方について、具体的に今後検討されていくということなんですけど、どんなふうにしてもらいたいのかという、お考えだけでも。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センター、日々、様々なケースに対応しておりまして、今回、このような痛ましい事件が起きてしまいまして、そのいろいろなケースがある中での本件に関する振り返りというところにはなっていますが、資料の3ページに記載しているところと重複はしますけれども、今、委員からご指摘いただいた仕組みのようなところ、個人の資質ではなく、仕組みのようなところになりますと、適切なアセスメントの実施というところで、状況が変化した際には必ず再リストアセスメントを実施する、そういったことを徹底するであったり、あるいは、子供の心理が全くできていなかったという反省がございまして、そういったところの心理アセスメントができる体制を構築するといった、そういった体制、仕組みのところは整備をしていきたいと、引き続きやっていきたいと考えております。あわせて、こちらは、個人の資質になってしまう部分かもしれませんが、今回、子ども家庭支援センター内で本件の振り返りを実施いたしまして、全職員で共有いたしました。その中で、全職員が重く受け止めているというふうに私は認識をしております。こういったものを一回限りで終わらすのではなく、来年度以降も引き続き実施していくと。その中で、やはり風化してしまう部分もあるかと思いますが、そうならないような、センター長である私の働きかけであるとか、そういったところも含めて、職員のところの育成も進めていきたいと考えてございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。本当にもうそれぞれの皆さん、お立場、お立場の方々は本当に頑張っていて、ただ、その中での情報の共有だったりとか、判断というの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

も、情報の量だったかななんて私などは思っているんですけども、ぜひリーダーシップ、今までもリーダーシップ発揮されているの重々承知しているんですが、ぜひ次が起きないように未然防止を頑張っていただきたいなと要望して終わります。ありがとうございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 今回のこの痛ましい事例に対しまして、本当に様々な検証は行われておりますけれども、今後、やはりどうしていくかということが大変重要であるというふうに思っております。今回の事例はかなり特殊なものではありますが、やはりどの家庭にも起こり得るような、お子様と、お子様に対応して、また、その保護者をケアするという、やはりそういう体制が本当に重要だということを今回のことで私、感じました、今まで以上にですね。先ほど母親の心理状態、精神状態のケアということもありましたけれども、本当に子育てに対して、その保護者のやはり心理状態というのは本当に重要であります。もうお子さんを産んだ段階から、本当、お母さんを大事にしていくということがもう基本的な考え方だと思っておりますので、お母さんがどういう方だったか、私、分かりませんからあれですけども、今後のことを考えますと、母親とか父親とか、その周りの保護者のケアというのが大事だと思います。

先ほどお話がありました、常時2名体制ということで。やはり人数増やすとかいうことは大変かもしれませんが、仕組みづくりが大事だと、今、皆さんのお話もあって、私もそう思います。たくさんの方が本当に子供に向いていくということが大事で、今後のこの適切なアセスメントの実施というところで、まず、このお子さんが何回も保育園を転園されているという状況がやはり特殊なんですけど、この状況が変わるたびに、やはり情報共有がめちゃくちゃ必要で、これ、大変重要なことなんです。人が替わる、見る人が替わるということは、そこでやはり同じ共通の情報共有が必要で、ここにすごく力を入れていただきたいなと思いますし、また、2番目の心理職による子供の心理アセスメントができる体制の構築ということで、これ、できるというのが入っていることに、今までできていなかったんだという、とってもショックなんですけど、心理職も大事な方たちですね。やはりここの体制をしっかり構築していただきたいというのがありまして、今、始めるというお話が、これ、新しく、ありましたけれども、具体的にはどんな感じで考えていらっしゃいますか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 すみません、心理のところに関する今後のところでよろしかったでしょうか。

◆松尾伸子 委員 はい、大丈夫です。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 心理、今、委員からご指摘いただきましたとおり、そういった心理を活用した相談対応の必要性、重要性というのは高まっているというふうにまず認識をしてございます。今後の強化については、体制と研修、2つの側面で答弁させていただければと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まず、体制につきましては、先ほど来答弁しております、資料、項番4、取組にも記載をしておりますが、今年度から心理職の職員が特定のケースを持たずに、必要に応じて随時、心理アセスメントを実施できる体制に変更しております。来年度以降につきましても、心理職がより多くのケースにおいて心理的なアプローチができるような体制の充実も含め、検討していきたいと考えております。

2つ目として、研修についてでございます。心理的なアプローチの必要性を踏まえまして、子ども家庭支援センターでは、心理に関する研修、実施を既にしてしております。今年度は、2名の臨床心理士の方にそれぞれ2時間ずつ研修を実施してもらいまして、虐待を受けた子供の心の世界がどういうふうに表現されているのかとか、そういったような学びを行っているところでございます。引き続きこれらの研修を通して、心理職でない、相談員、日々子供とか家庭に接する相談員も心理的なアプローチができるような強化を図っていきたいと考えております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 やはりお子さんに対する心理的な関わりという部分で、知っていれば気が付けたということが本当にあるかと思しますので、そこをとっても重要だなというふうに思っています。人間同士なので、様々、ここに先入観に基づき判断しないようにする必要がありますけれども、やはり人間同士の関わりというのは様々な心の動きがありまして、そこにしっかりと専門的な目と冷静なしっかり対応があれば、防げる事故も事件もあるのではないかなというふうに思います。命に関わることにしましては、もう本当にやり過ぎるということはないと思いますので、何か起こってから、物事がもうすぐ、常に起こってからもう対応するというのではなく、やはり事前に疑っていくとか、そこに関しては、そうじゃないかというところに関しては、もうしっかり関わっていただきたいと思うんですね。

次世代の計画にもありますけれども、子供の人権を守るという部分に関しましては、やはりありとあらゆる大人がそれを知っていくようなものを設けていきますという計画にありましたけれども、その中でも、やはり講演会とか研修会とかいうのが載っていますけれども、いわゆるそういうコミュニティに、町会とか、学校とか、保護者とかいうコミュニティに入っていない方たちが一番、そういう人たちにしっかり意識を伝えていくことが大事じゃないかな。それで初めてこどもまんなか社会と言えるんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺のことも含めて、今までも頑張っていたいただいていると思うんですけども、本当に心新たにぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、妊婦のための支援給付の創設について、保健サービス課長、報告願います。
保健サービス課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎篠原正之 保健サービス課長 それでは、妊婦のための支援給付の創設についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番1、経緯でございます。国は、妊娠期からの伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金として、出産・子育て応援交付金を令和4年度に創設しました。その出産・子育て応援交付金について、国は伴走型相談支援と併せて、令和7年度から制度化することとし、令和6年6月に法改正を行っております。

項番2、妊婦のための支援給付についてでございます。初めに、改正後の子ども・子育て支援法では、給付を行う際は、これまでの伴走型相談支援に当たる妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて行うことを規定していることから、今後も給付を行うに当たっては、原則、ゆりかご・たいとう面接、乳児全戸訪問の実施を給付の要件といたします。表をご覧ください。まずは、上段でございます。妊娠時の給付1回目でございます。名称は、出産応援ギフトから妊婦のための支援給付に変更となり、交付については、これまでのウェブカタログギフトから現金給付に変更となります。変更の時期は令和7年4月1日以降のゆりかご・たいとう面接分から変更となります。次に、下段、妊娠時の給付2回目でございます。名称は、子育て応援ギフトから妊婦のための支援給付に変更となり、交付については、これまでのウェブカタログギフトから現金給付に変更となります。また、給付対象ですが、これまでは子の養育者に対して給付しておりましたが、妊婦、出産後の産婦に対する給付となり、算定基礎も妊娠している子供の数となることから、流産や死産の場合にも2回目の給付が発生することとなります。変更の時期は令和7年4月1日以降の出生分から変更となります。

項番3、都上乗せ分の子育て応援ギフトについてでございます。これまで国の5万円相当と合算し、区から交付していた都の上乗せ分5万円相当のウェブカタログにつきましては、都に直接申請を行い、都から交付される形に変更となります。こちらの取扱い、国の子育て応援ギフト同様、令和7年4月1日出生分から変更となります。

項番4、今後の予定については、記載のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 すみません、お聞きしたいんですけども、2回目のほうの給付なんですけれども、これは、区に申請をした分は口座に振り込まれて、現金給付で、これは都に直接申請は別に利用者がするということによろしいですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 お答えいたします。

こちら、都が直接申請を受け付けますので、そのようになります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

何か今までは、多分一回で受け取りができたと思うんですけども、わざわざなぜ都がいうところが非常に引っかかりはするんですけども、何か理由って何かあるんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちらは、国の制度化に伴いまして、現金給付が原則となりまして、区といたしましては、現金給付を選択しているところでございますけれども、都といたしましては、これまでのカタログギフトを継続したいという意向がございまして、それであれば、各区と都のほうで協議をいたしまして、結果的には都が直接申請を行うという形になってございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 何かちょっといろいろ利用者さんにとって、ただでさえ、この大変な時期にあちこちに申請するというのはいかな、何か一回で、区のほうに申請すれば、都からも交付されるんじゃないかなってちょっと思ったりもするんですけども、要らぬ臆測とかもしたりしそうですねですけども、制度的には理解できました。分かりました。以上です。

○委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、産前産後支援ヘルパーの対象拡大について、保健サービス課長、報告願います。

保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 それでは、産前産後支援ヘルパーの対象拡大についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

項番1、背景でございます。本事業につきましては、令和2年度に東京都の補助事業を活用しまして、対象拡大を行っておりまして、これまで多くの方にご利用いただき、利用は年々増加傾向にございます。今般、東京都が令和7年度から本事業の利用上限時間を拡充することを受けまして、区においても事業の拡充を行うものでございます。

項番2、変更内容でございます。東京都の事業内容に合わせて、単胎世帯向けの内容について変更いたします。(1)利用期間の拡大でございます。まず、利用開始の時期を産前1か月から母子手帳取得時に変更いたします。また、利用できる期間を3区分に分けまして、最長で3歳になる前日まで利用できるよう変更いたします。(2)利用上限時間の拡大でございます。これまでおおよそ1年間で60時間だったものを、それぞれ期間で96時間、最大で288時間まで利用できるよう変更いたします。

項番3、既決定者への対応でございます。(1)出生時に3歳未満の兄弟がいる場合、既に180時間の決定を行っている方への対応でございます。これらの方につきましては、制度変更以降もその方の対象期間である産後1年未満までは180時間分を利用できるよう可能といたし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。（２）それ以外の場合でございます。既に60時間の決定を行っている方への対応でございますけれども、それらについては、令和7年4月1日以降、60時間以上の利用を希望する場合、変更申請をいただくことで、産後1年未満までは最大で96時間の利用を可能といたします。対象となる方については、別途、区からお知らせをお送りするものでございます。

項番4、予算額でございます。歳出については、ヘルパー派遣費として1,127万6,000円を見込んでおり、歳入については、都補助金として歳出と同額を見込んでおります。

項番5、今後の予定でございます。本委員会報告後、事業周知を行いまして、令和7年4月より事業拡大を実施してまいります。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 こちらの3歳までのヘルパーの確認、あったかハンドの3歳まで拡充ということで、プレスリリースを見て、区民の保護者の方から喜びの声を聞いているところです。

ただ、ちょっと課題もあって、3歳までとなると、もう仕事に復帰されている方もいて、土日しか使えないよ、なぜかという、親と子がちゃんと家にいるときじゃないと、このサービスが使えないからという条件が、あったかハンド、あるので、土日のどちらかで使いたいけれども、あったかハンド自体、土曜日しか使えないということで、業者によっては日曜日でもサービス提供してくれる業者があると思うんですが、その辺り、何か改善はできないものなんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

○篠原正之 保健サービス課長 答えいたします。

現在、区の産前産後支援ヘルパーにおきましては、副委員長おっしゃるとおり、日曜日の利用はできませんが、他の自治体で日曜日にヘルパー派遣を行っている例も把握をしております。今回の事業拡充によりまして、事業者側の供給量確保ということもございますし、また、そういった事業者との調整も必要になってきますので、今後の課題として受け止めまして、今後協議してまいります。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。

あと、家事の支援についてなんですけれども、家に来てもらって家事をしてもらうというものもちろんありがたいことなんですけれども、区民の方からよくいただくのが、最近、お総菜を届けてくれるサービスというのが結構複数あるんですね。冷凍、冷蔵、両方あるんですが、3日分ぐらいをまとめて、70品目ぐらいを使って、栄養バランスも、あと、子供の食事にも対応したみたいな形で届けてくれるサービスがあって、そういうのを使えたらいいのという声もいただいています。行政の守備範囲がどこまでなのかというところはあるんですけれども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただ、今も家に来てもらって、じゃあ、この材料でこれ作ってくださいというふうにお願いをするケースと、じゃあ、何が違うのかといったときに、家に人が来るか来ないかみたいなのところだと思うんですね。なので、そういったところもぜひ、予算感としては、そこまで変えず、サービスの拡大みたいなのところも考えていただきたいなというふうに思いますが、その辺りは。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 食事のところでございますけれども、今現在は、下ごしらえの範囲で、最後の味つけ等はサービスの範囲内ではないんですけれども、そういったところは今後も継続していきますし、その家庭それぞれのご要望等もいろいろ聞きながら、事業者ともできる範囲のところも調整をしてみたいと思っております。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。

最後に、周知方法についてなんですけれども、例えば既に1歳で利用された方だったりとか、今まで利用していなかったけれども、今、じゃあ、子供が1歳半だよみたい人には、連絡が行くような感じなんでしょうか、先ほど何か連絡が行くみたいなふうに聞こえたんですけれども。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、現在ご利用されている方も含め、また、以前ご利用されて、今、利用されていない方につきましても、こちら、個別に郵送でご案内をさせていただきたいと思っております。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ということは、多分今まで利用していなかったけれども、今、1歳半で、こういうのあるんだったら、今だったら検討できるかもしれない、産後で余裕がないときには事業者を選ぶのがちょっとつらかった、おっくうだったけれどもという人もいるかもしれないと思うんですけれど、そういった人たちにはどう届けていくんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 そちらにつきましても、こちら、ホームページ、また、母子保健アプリ等のところでプッシュ通知だとか、チラシを含めまして、幅広く周知させていただきます。また、他部署とも可能な限り連携をさせていただきまして、漏れのないように周知をさせていただきたいと思っております。

○委員長 本目副委員長。

◆本目さよ 副委員長 ありがとうございます。ベビーシッターのサービスもそうだったんですけれども、新しく、最近、本当にいろいろなサービスを区で、行政で提供し始めているので、あっ、知らなかったみたいなのがすごく多いんですね。だから、すごくもったいないなって、区としては頑張っているのに、それが届いていない、必要な人に届いていないというのはもっ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たいたいなというふうに思いますので、届ける努力をぜひお願いします。以上です。

○委員長 ほかに、よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、産後ケア委託料における加算の創設について、保健サービス課長、報告願います。

保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 それでは、産後ケア委託料における加算の創設についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

項番1、経緯でございます。国は、誰もがより安全で安心して利用できる産後ケア事業の環境を整えるため、支援の必要性が高い産婦の受入れに対する加算を設けております。産後ケア事業の全国展開を国は図っておりまして、現在、区で実施している産後ケア事業におきまして、産後鬱等によるメンタル面で不安定など、支援を要する産婦の受入れについて、対応が困難な施設が一定数ございますので、そういった状況を加算の創設によりまして、産後ケア事業の充実を図るものでございます。

項番2、加算内容でございます。加算要件は、産後ケアを利用するに当たり、支援が必要であると区が認めた産婦を受け入れた場合、1人当たり日額7,000円を加算いたします。対象施設は、宿泊型と日帰り型の全ての契約施設を対象となります。

項番3、予算額でございます。歳出は、産後ケア委託料の加算分の上乗せとして336万円を計上しており、歳入は、国、都補助金の歳出と同額を見込んでおります。

項番4、今後の予定でございます。令和7年4月から加算適用に向けて準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

質問としては、加算内容のところ、2番のところですが、産後ケアを利用するに当たって支援が必要であると区が認めたって書いてあるんですけども、この区が認めたというのはどういう判断でされているのかということと、経緯のところ、支援を要する産婦の受入れについて、対応が困難な施設が一定数存在しているって書いてはあるんですけども、この不安定かどうかにかかわらず、希望しても利用できなかったというのはどのくらいあるんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 まず、区の認めた産婦のご説明でございます。そちらにつき

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ましては、産後ケア申請時の電話面接での把握した妊娠中、また、精神科医の既往履歴等の確認をさせていただきます。また、乳児家庭全戸訪問、医療機関からの情報及び利用調整の依頼時の電話の様子から、総合的にアセスメントを行いまして、加算対象者の選定を行います。特に乳児全戸訪問の実施済みの産婦につきましては、産後鬱質問票の得点等も判断にいたします。

続きまして、現在、施設等での受入れができなかった場合の数でございますけれども、こちら、令和5年度の実績ですけれども、申請をいただいた方の8割はやはり利用可としておりまして、利用されているんですけれども、2割の方は利用ができなかったという実績がございます。その2割の理由でございますけれども、やはり1施設のみ希望の方、また、その期間、そのときしか使えないというようなご相談でございます、その場合はなかなかやはり調整が難しいという結果がございました。なので、複数の施設の候補、または期間を長く取って、その後、予約が可能になったという方もいらっしゃいます。以上でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

この産後ケアを受けてくださっている施設がちょっと少なくて、多分、宿泊型、日帰り型、両方とも、多分区内に1つとかで、ほかは近隣の区なのかなという、たしか調べたところ、そんな感じだったと思うんですけれども、区内、もうちょっとあるんですけれども、今は受入れをやめているとか、何か工事中ですみたいな感じで、実質は、区内だともっと少なくはなる感じなんですけれども、今後、増やしていくとか、そういう予定とかは、何か検討とかされているんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちらについては、各年度ごとに事業者との契約を結んでおりますので、そういったぜひやっていただくという施設がございましたら、積極的に契約していきたいと思っております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。了承いたしました。

○委員長 ほかに、よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、放課後対策事業について、放課後対策担当課長、報告願います。

放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 それでは、放課後対策事業についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料8をご覧ください。

まず、項番1、こどもクラブの拡充です。(1)既存施設の定員変更としまして、表に記載の2か所において、来年度より定員を変更いたします。1段目の浅草橋こどもクラブにおきま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

しては、現在の125名から、来年度利用の申請状況等を踏まえ、145名に変更いたします。次に、田原こどもクラブについてです。今年度、田原小学校、蔵前小学校区周辺に民設こどもクラブの誘致を目指しておりましたが、条件に合う応募がなく、令和7年4月の開設に至りませんでした。そこで、田原小学校と協議し、放課後の時間に図書室の使用許諾をいただいたことから、田原こどもクラブを定員拡大し、55名に変更いたします。次に、（２）民設こどもクラブの誘致・開設です。今後こどもクラブ需要の増加が見込まれる台東育英小学校区周辺に１か所、定員40名程度の民設こどもクラブを開設してまいります。それに当たり、③に記載のとおり、令和7年7月以降に公募を開始し、④運営開始時期は令和8年の4月を予定しております。

続いて、項番2、放課後対策事業の運営事業者選定です。表に記載の放課後対策事業について、令和8年度からの運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定いたします。全て再選定となり、前事業者への委託期間が5年を経過する表に記載の3事業となります。（２）の公募開始時期は、本年3月を予定し、選定結果は、令和7年第3回区議会定例会においてご報告予定でございます。（３）事業開始時期は、令和8年4月でございます。

次に、項番3、予算額です。（１）のこどもクラブの拡充、（２）の放課後対策事業の運営事業者選定について、資料記載のとおり計上しています。内訳は、こどもクラブの拡充における歳入は、国及び都の補助金、歳出は、運営委託料の増額分、民設こどもクラブ施設整備補助金などです。放課後対策事業の運営事業者選定における歳出は、選定委員会開催に係る経費となっております。

最後に、項番4、本委員会終了後、保護者やホームページ等で周知してまいります。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 案件第3、子育て及び若者支援について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 おはかりいたします。案件第3、子育て及び若者支援については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることに決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、本委員会の行政視察の報告書について申し上げます。

昨年8月に実施いたしました大阪府茨木市及び兵庫県明石市への行政視察について、このた

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

び、正副委員長にて報告書案を作成し、配付をさせていただきました。この案文について、ご意見がありましたら、正副委員長までお知らせください。調整後、議長に報告いたします。その後、議長が全ての委員会報告書を取りまとめ、台東区議会委員会行政視察報告書として、全議員及び理事者に送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 これをもちまして、子育て・若者支援特別委員会を閉会いたします。

午後 2時15分閉会